

グローバル化とネオリベラリズム (2・完)

中 谷 義 和*

目 次

- (1) はじめに
- (2) 国家と国際関係
- (3) 自由主義リベラリズムの系譜 (以上, 349号)
- (4) ネオリベラリズムの台頭
- (5) 市場原理主義国家
- (6) 結 び (以上, 本号)

(4) ネオリベラリズムの台頭

社会経済諸関係は境界化され、国境によって有界化している。すると、一定の「社会」空間が政治的に区画されることで「領域」の概念が成立することになる。「社会」空間が「領域」化し、一定の組織性を帯び得るのは政治的契機を媒介としてのことである。「国家」とは領域に有界化した社会経済的・政治的諸関係の複合体のことであって、この存在（「国家存在, *Staatlichkeit*）^{ステイトフッド}を指示対象とし、これを抽象し、総称するための用語である。また、「国民」とは、民族的構成と相互関係を多様にしつつも「国家」という関係論的政治「圏域」に居住する住民（population, *Staatsvolk*）のことであって、その存在は社会経済諸関係から相対的に自立し、固有の政治機能を帯びた「権力装置」（「統治機関, government」）を媒介として組織されることで、ひとつの人的集合体として実体化する。こ

* なかたに・よしかず 立命館大学名誉教授

の脈絡において、社会経済諸「関係」が統治機関の政治機能によって複合的に接合することで「関係」は物象化する。また、「国家」の統治機関が物象化し、手段化することで自らが「国家」として現れる。さらには、「国家」という抽象が観念において自立することで物神化し、ひとつの“理性”に転化すると“国家崇拜”が生起する。国家の「統治機関（機構）」が抽象の具象として「国家化」し、あるいは「国家視」されるのは、こうした脈絡に負う。

「国家」の政治的諸“審級”が力学的相互関係にあるにせよ、権力中枢の意思は「国家」に抽象化されることで法制の最終審級として現れ、自らの“意思”を「主権的意思」とすることで所与の「国民」を包括する。この視座からすると、「国家」とは、「関係」を構成している社会経済的諸要素が一定の地理的空間において政治的に組織されることで成立する関係論的概念であることになるが、社会経済「関係」が個別レベルにおける諸力を制度化することで組成されるだけに、「関係」の変化は「国家形態」の変化と結びつかざるを得ない。そして、「国際関係（international relations）」は隣接していると否とを問わず、「国民」間の「関係」概念である。また、「世界政治（world politics）」は「国民国家」と国際機関のみならず、国際的非政府組織や社会諸勢力から構成されていて、その形状は歴史的諸契機の複合的所産であって、流動的な力学的過程にほかならない。こうした「領域」内外の諸連関が「国家」において抽象されるだけに、「国家」を指示対象（「説明項」）として、その構成を具体的に析出せざるを得ないことになる。また、「国家」という抽象によって諸関係の凝集性が維持されているだけに、「国家」という言葉の「意味」とその象徴機能が分析対象（「被説明項」）とならざるを得ない。

アリストテレスは支配者の人数（1人、少数、多数）による政治形態の類型と各形態の規範性を基準として統治様式を分類している。この分類からすると、「ポリティ（polity）」は多数型統治の正当な形態であり、「民主政」はその逸脱形態とされているが、今日では、ポリティとは政治権力に

よって組織された「社会」のことであると、換言すれば、「社会構成体」のことであって、政治活動が生起する社会空間の意味で使われている。また、「政体ないし統治体 (body politics)」とは、「ポリティ」の「人体」化のメタファーである。この視座からすると、「国民国家」とは近代において組織された代表的「社会構成体」にはかならないことになる。「ポリティ」の概念が地球的規模の視圏に拡張されると「グローバリティ (globality)」の概念と結びつく。この言葉の語尾 (“ity”) は事態ないし“存在”の様態概念である。「グローバル化」が「過程」概念であるのにたいし、「グローバリティ」という言葉は地球的規模の社会-政治的空間の“存在”を想定している。だが、「グローバル化」がガヴァナンス型の“グローバリティ”の形成過程であるとしても、グローバルな「脱国民国家」的“政体”が生成しているわけではない。また、「新文化主義 (new culturalism)」の概念においてグローバルなレベルの規範的課題が提示されているが、どのような「文化」を越境規模で規範化するかとなるとヘゲモニー論争が浮上せざるを得ない問題である。

<社会経済的「秩序」> 「国民国家」における政治は所与の「圏域」における社会経済関係の凝集化の過程であって、「政策」を戦略的次元としている。というのも、「秩序 (order)」(ないし「^{レジーム}体制」とは制度化された“現実”であって、創発者(能動的「主体」)をも制約するという点では主体の客体化(「受動態」化)を意味する。だが、所与の「秩序」は恒常的とは言えず、個別の局面の偶発的所産に過ぎないから、社会関係の変化との対応において所与の組織の接合形態を組み替えることで「秩序」を維持することが求め続けられることになる。「政策」はこうした変化の経験的認識を媒介とした規範的対応である。また、社会経済関係は内外の諸条件の変動と結びついて社会諸勢力のバランス変化を呼ぶだけに、既定の「政策」を不断に修正せざるを得ないし、法制の言説を変えることも求められる。この脈絡において個別「国家」の「政体」(「社会構成体」)も変容せざるを得ない。

社会的存在は諸「関係」が接合することで有形成し、制度化されることで一定の持続性を帯び、「行為」において可視化する。また、諸「関係」は所与の局面における技術力と組織力のみならず、理念やイデオロギーを「正統（当）化」の媒介項とすることで一定の「秩序」が“ガヴァナンス”として形状化する。その様態はこうした諸契機の「固有の^{アメルガム}合成」として現われるが⁵⁸⁾、その組成は国内的諸条件のみならず国際的諸条件によっても左右される。そして、資本主義諸国といっても、その形態は多様である。というのも、一般的には資本主義的生産関係を共通の社会経済システムとしていても、個別の社会経済的・文化的契機を「関係」として政治的にシステム化する形態を異にしているだけに、種差性を帯びざるを得ないからである。これは、資本主義諸国の「国家存在」が資本主義的生産関係という点では共通性を帯びつつも社会と政治や文化の形態を異にするという、いわば「同質異形性」を内在していることを意味する⁵⁹⁾。「国家存在」を「関係」の接合様態の異同と差異をもって弁別するという^{ステイトネス}「国家性」の概念は、この認識に発している。また、経済関係における支配的資本が変動することで資本主義国家の「国家性」は変容せざるを得ない。したがって、類的には同質であるにせよ、形態的には「国家」の様態は時空間を異に多形化せざるを得ないことになる。この点は「国家」間の関係についても妥当することであって、「国際関係」が個別の「国民国家」や「国家」間関係から構成されているとしても、国際関係の変容が国民国家の形状の変化と、あるいは、後者の変容が前者の関係論的变化と結びつかざるを得ず、それだけに、世界政治は「国際関係」の複合的で力学的な過程とならざるを得ない。この視点からすると、第二次大戦後の資本主義諸国は荒廃のなかで、また、個別の状況と歴史的事情において社会経済関係を再構築せざるを得なかっただけでなく、その営為はアメリカの政治的・軍事的・経済的リーダーシップのもとに、換言すれば、アメリカのヘゲモニー下の「^{マルチラテラリズム}多国間主義」のもとに置かれることになった。戦後資本主義世界はこうした状況において再始動している。

アメリカは、唯一、本国が第二次大戦の戦場とはならなかったこともあり、巨大な軍事・経済力を背景として、少なくとも、戦後の資本主義世界におけるリーダーシップの地位を確立することができた。これは「ブレトン・ウッズ協定」(1944年7月)によって金融のグローバル化の基盤が敷かれ、アメリカ中心型の国際的「権力構造」が構築されたことにかがいで得る。その外交姿勢は「トルーマン・ドクトリン」(47年3月)において「自由な諸国民」^{フリー・ピープルズ}を援助すべきであると、続いて、「マーシャル・プラン」(47年6月)をもって欧州経済の資本主義的復興に関与すると宣言していることに表れている。また、一連の2国間と多国間の軍事同盟をもって反ソ・反共包囲網が敷かれている⁶⁰⁾。こうした「冷戦期」の地政学と軍事戦略によって「パクス・アメリカナ (Pax Americana)」体制が構築され、他の資本主義諸国は国内の社会諸勢力との対応のなかで「相対的自律性」を保持しつつも、自らの政策設定に際してはアメリカの意向と反応を忖度せざるを得ない状況に置かれた。こうして、アメリカは自らのリーダーシップが世界の繁栄の条件であるとの認識において、そのヘゲモニー下に「自由世界を構築する」ことになった⁶¹⁾。これはアメリカの「国益 (national interest)」と資本主義世界の拡大とを一体視し、アメリカ資本主義体制の“普遍性”の認識をもって自己の体制を世界秩序のイメージと重ね、自らの絵姿を世界的に拡大しようとする意図と企図に発している(「冷戦イデオロギー」)。アメリカが古典的リベラリズムのシンボルを自らのリベラリズム観とし、これを自己認識の国民的紐帯とし得るのは、理念型的には、ヨーロッパの旧体制の「ニカワのような寄生的堆積物」が「鉛のmantle」のごとく重圧となることはなく⁶²⁾、リベラリズムの「理念の共和国」として自己規定し、このイメージを精神的支柱として自らを展開し得たことによる。これはアメリカという「共和国」の統治様式をリベラリズムによって制約するというより、この国が植民地からの「解放 (liberation)」(「独立」)によって成立しただけに、リベラリズムを建国の「出生証明」とし得たという歴史の経緯に負っている。リベラリズムが

「建国神話」として土壌化しているだけに、アメリカはリベラリズムの内実を修正しつつナショナリズムの理念的紐帯としてきたのである。この脈絡において、自らの「過去」が「現在」に引照され、「過去」との対話において「現在」が回帰されることになる。この往還の政治文化においては他者との関係において自らを相対化する契機を乏しくせざるを得ないだけでなく、「将来」が「現在」に再帰的に引照されることで自らの「現在」が将来に投射される。さらには、「連邦 (united states)」という「憲政」(ないし「国制」)において「国家」間関係が「州際 (inter-states)」の概念に翻案されるので、世界的規模の「国家」間関係が自らの「国家構成」の原理と二重写しとなり、自らのナショナリズムとインターナショナリズムとの区別が不明化し、両者を一体視するという発想を宿すことにもなる。この脈絡において、自らの「自由民主政」という体制の“輸出”が正当視されることで「帝国型アメリカ例外主義 (imperial American exceptionalism)」が生成する⁶³⁾。こうした「例外主義」にアメリカの体制原理と外交政策との乖離ないし“逆説”が読み取られてきたが、この二重性は客観的には、資本主義の力学の空間的膨張に負い、また、主観的には、自らの体制原理を世界に広めることが“使命”であるとする「市民宗教」(R・ベラー)に発し、両者は渾然化することで固有の国民的一体性と国際的使命感との複合的心性が形成されている。この脈絡において、強権主義的干渉や“懲罰”主義的武断外交を正当視するという政治的心性が作動し得ることにもなる⁶⁴⁾。

リベラリズムは資本主義の支配的イデオロギーであり、その駆動力でもある。この理念において「自由」という標徴が所与とされているにせよ、その内実は極めて多義的であって、個人主義的「自由」観をもって社会関係を主意主義的に説明したり、社会関係を個人的営為の所産に還元してしまうと、「関係」の人為性と構構性との連関が看過されざるを得ないことになり、個人の「自律性」と社会関係を相関化するという視座を欠かざるを得ない。また、「自由」とは「市場経済」における私的利潤の最大化

を追求し得る「市場自由主義（market liberalism）」のことであるとされ、
 と「自由市場資本主義（free market capitalism）」観と結びつく。さらには、
 こうした「自由」観の不断の“民衆化”と「民主化」とが同視されると、
 資本主義の「経済的自由」観が所与とされ、「自由」と「民主主義」
 との相関と媒介の関係や両者の緊張関係が問われることなく一対化する。
 そして、民主政の原理が資本主義社会の経済主義的体制原理に包摂されて
 しまうと、「公共善」とは私的・個別的「利益」の自由な追求のことで
 あって、その結果の集積が「財貨」に具象すると理解されることにもな
 る。さらには、この認識が国民的「合意」としてヘゲモニー化すること
 で、国内的にも国際的にも「自由主義」体制への「同意」^{アセント}が求められ、あ
 るいは、この体制の扶植と受容が強制される。戦後の「パクス・アメリカ
 ナ」の軌跡はアメリカが国際機関において指導力を発揮し得たことと
 結びついて、自由主義的世界秩序の再構築の企図において資本主義の国際
 化がグローバルに展開されることになった。

「資本主義国家」はリベラリズムを機軸とし、その理念が社会経済関係
 の組織原理として間主観的に共有されることで規範化し、所与のルールと
 して日常化することで習慣化する。この国家における経済は商品「市場」
 を展開軸としている。「市場」は物質的生産物のみならず、全ての「商品」
 の「交換」の“場”となり、形式的には売り手（供給）と買い手（需要）
 との“競争”関係として現れる。これは資本主義経済が目的合理的な脱人
 格的「交換」関係として外在化し、「市場」が資本主義的生産関係の展開
 軸となり得ることを意味する。だが、この関係が自己転回し得るには、ま
 た、形式的にせよ「自由競争」を媒介として「価格」が決定されるには、
 ルールの設定という経済外的機制が必要とされる。

リベラリズムが資本主義的社会経済の基軸的編成原理であるにせよ、そ
 のイデオロギー的支配形態は個別「国家」の歴史と文化の違いに発して多
 様化せざるを得ない。また、資本主義国家における政治と社会経済との
 「相対的分離」において、「国家」の社会経済関係への「介入」の程度と範

囲は“強弱”と“広狭”という「二重運動」を繰り返している (K. ポラニー)。こうした「運動と対抗運動」と結びついてリベラリズムの内実も「振り子運動」を繰り返さざるを得なかった。これは、社会経済システムが自己完結的ではあり得ないだけに、創造的であると破壊的であるとを、あるいは、「創造的破壊」(ないし「破壊的創造」)であるとを問わず、社会経済関係を、また、「国家-社会」関係を継起的に組み替えることで統治の合理性を維持せざるを得ないことによる。この脈絡においてリベラリズムは変奏性を帯び、「編曲」されることで所与の体制と共存し得ることになる。これは、財貨とサービスが社会的に生産・再生産されるためには社会経済関係や生産技術のみならず、規範や言説も再生産され、制度に埋め込まれることで、あるいは、再び埋め込むことで社会経済「秩序」を再生産する必要があるからにはかならない。そして、「国民国家」が閉鎖的ではないだけに、こうした諸条件に外的インパクトが重畳化する。リベラリズムが個別の脈絡において、その都度に「新」という接頭語が付されてきたのは、こうした歴史的経緯に負っている。この点では、1980年代に明示的なものとなる「新自由主義」^{ネオリベラリズム}も同様の性格を免れ得ず、国内的にも国際的にも社会経済構造をグローバルに再編しようとする企図のなかで浮上している。というのも、重税型「福祉国家」体制のなかで介入主義的保護主義が「乳母型国家 (nanny state)」化を呼び、他者依存型文化のなかで“モラルハザード”が起こっていると見なし、「自由」と「自律 (立)」の理念を再生することで「介入主義的リベラリズム」からの脱却が求められたからである。

新自由主義的社会経済「秩序」の再編の企図が「国家」の弱体化を意図しているわけではない。というのも、統治の組織形態(「政府」)は個別の歴史状況において多形的であって、統治組織のスリム化と「国家」の弱体化とは同義ではなく、統治の合理性の“言説”と組織形態を変えることで統治機能を強化し得るし、あるいは、政治を“ガヴァナンス”化し、公私「協治」型秩序に再編し得るからである。「国家」の「関係」論的・戦略的

アプローチは、「国家」の社会経済関係が戦略や企図を媒介として政治的に接合され、あるいは、再接合されることで一定の形態と様態（「国家性」）に組織されるだけに、その組成の分析が必要であるという認識に発している。というのも、この視点を欠くと、「国家」と統治機構とが同視されることで「道具主義」的「国家」理解に傾くか、あるいは、統治機能の「構造主義」的解釈と結びつくからである。この点では、グラムシの「機動戦」と「陣地戦」という概念が社会経済レベルにおけるリーダーシップとヘゲモニーの構築と移動に焦点を据えているだけに、「関係」論的「国家」概念においてこそ、その有意性が浮上し得ると言える。

ネオリベラリズムとは、ひとつのイデオロギーないし教義であって、政治と社会経済のレベルで「言説」を多様にし得るし、戦略的“ソフトウェア”であるとはいえ、制度化されることで“ハードウェア”に転成する。ネオリベラリズムは反国家主義的修辞性を帯びつつも、「政府」を媒介として「国家存在」に組成している諸関係を“市場と競争”原理を軸に再編しようとする企図に、換言すれば、国際関係の資本主義的再構築と一体化しつつ、諸国の社会経済関係を資本主義の経済原理に則して再編しようとする企図に発している。この意味では「自由市場資本主義」への国際的再編論であるだけに、国際的競合関係のなかで諸国はこれに対応し得るだけの“強力国家”化への道を歩まざるを得ず、そのためには、所与の社会経済関係のみならず、経済合理性の論理をもって統治機構を再編することが求められる。単線的過程を辿ったわけではないし、時空間を異にアクセントを異にしているにせよ、英米におけるネオリベラリズムは70年の実験的局面から80年代の「サッチャー／レーガン政権」の新保守主義的政策から、（前局面で浮上した矛盾への対応として）「クリントン／ブレイ政権」の“第三の道”路線に継承されている⁶⁵⁾。この過程でIT革命と結びついて貿易の自由化や雇用と労働形態の柔軟化が起こっている。また、社会的生産関係が越境規模で連接化することで「グローバル化」も深化している。

ネオリベラリズムの基本理念は市場原理主義的「自由主義」であり、その政策は「自由化・規制緩和・民営化」に要約されている。この政策は重複しつつも一体的に展開したわけではないし、「新自由主義の社会化」の過程は個別「国民国家」の経路依存性において種差性を帯びざるを得なかった。だが、大略的には、「ケインズ主義的・福祉主義的国家」体制を再編し（「ポスト・フォード主義体制」）、市民権の原理を経済主義的に組み替え、資本主義的「経済主義」を「社会構成体」の基軸的編成原理とすることで「市場原理主義国家」を構築するという過程を辿っている⁶⁶⁾。これは「国家存在」に組成している諸関係の接合様式の転換を意味している。この過程において、「国家」の機構と機能の、また、経済社会システムの市場原理主義的再編が目指されるとともに、国家と国際レベルで経済の「自由化」への転換が企図され、これと結びついて社会経済関係の越境型連鎖化も深化した。「グローバル化」がこの局面において起こったわけではないにせよ、この言葉が人口に膾炙することになったのは、「新自由主義」路線の「国際化」の企図と展開と結びついている。

古典的「自由主義国家」と「ケインズ主義的福祉国家 (Keynesian welfare state)」との特徴を類型論的に対比すると、前者は社会経済システムの“監視”を政治機能としていたのにたいし、後者は財政・金融政策（マクロ経済政策）と福祉政策とを一体化した社会経済システムの政治的“管理”体制であると位置づけることができよう⁶⁷⁾。この「管理」体制においてリベラリズムは介入主義の方向へと転回することで、需要管理型財政政策と福祉政策との、換言すれば、経済政策と社会政策との複合的政策として展開されることになった。この政策において、フォード主義的蓄積レジームと階級間妥協システム（トライパーティズム型コーポリット・リベラリズム、ないし、利益集団自由主義）とが結合することで、「フォード主義的・ケインズ主義的」体制が成立している。このレジームの形態は時空間を異に多様であるにせよ、「埋め込まれた自由主義」として戦後の先進資本主義諸国の基本的路線として継承されている。この路線は労働市場の

安定・消費需要の拡大・福祉の拡充の一体的政策として展開した⁶⁸⁾。

だが、1970年代に至って「危機管理の危機」論が、あるいは、民主的レジームの「統治能力の欠如 (ungovernability)」論が浮上している⁶⁹⁾。前者は選挙民の政治不信の増大という視点から「正統性の危機 (crisis of legitimacy)」が起こっているとす。また、後者は民主政が「財政危機」のなかで機能不全化の危機に瀕しているとす。こうした政府の「過剰負担」は選挙民の要求や利益集団の“圧力”の肥大化に起因するとし、「システム論」の視点から、その脱出策を政府への“入力”の軽減論に求めている。また、「公共選択論 (public choice theory)」は政治決定過程において既得権益が温存されることに「政治の失敗」を認め、私的経営体の管理技術を政府にも導入することで、その組織と機能の「3E (経済性・エコノミーエフィシエンシー・エフェクティブエフェクティブ・実効性)」化を期すべきであるとする。この認識は経済主義的リベラリズムをもって利益集団政治（ないし利益媒介型政治システム）を再構築するとともに、政府権限を民間に委譲することで公民協力型の“ガヴァナンス”体制を構築すべきであるとする提言に連なる⁷⁰⁾。

社会構成の多元的組織化のなかで社会的対立は複雑化するし、社会集団型リベラリズム体制においては「政治的利益集団」の“圧力”は肥大化せざるを得ない。「統治能力の欠如」論は「民主政の危機」を政治システムの対応力と解決能力を超える要求や期待の増大に求めているが、この局面の「財政危機」は社会的共同消費の国庫負担増によるのみならず、資本主義経済のインフラの整備費の膨張にも起因している。さらには、“ドル危機”にもよるとされたが、これは対外経済・軍事援助と多国籍企業のドル持ち出しに、また、膨大なベトナム戦争の戦費の累積にも負っている。

「統治能力の欠如」論が60年代の社会的不安定状況や財政危機を背景としていたことに鑑みると、資本主義経済の一定の行き詰まり状況を反映していたと言える。こうした「危機」感との対応において政治的実践のイデオロギーを再帰的に検討することで統治の合理性（「ガヴァナビリティ」）を再構築することが求められることになり、リベラリズムを再転回し、

「脱介入主義的リベラリズム」の理念を経済社会システムに埋め込むことで、その再編が企図されることになった。これは統治機構のレベルにとどまらず、社会経済システムの再編論にも及ばざるを得ないことを意味する。さらには、この“危機”が有機的であっただけに、グローバルな対応策とグローバリズムの言説が求められることにもなった。この視点からすると、ネオリベラリズムは「市場型ガヴァナンス」を構築するための理念と政策であったことになる。これはアメリカの政治システムからすると「利益集団自由主義」の再編成の意図に、また、グローバルな視点からすると「ワシントン・コンセンサス」をもって世界的規模の「パノプティコン体制」を構築しようとする企図に発していたことになる⁷¹⁾。他方で、この局面に至って社会主義世界は崩壊している。これは国権の中央指令型政治経済体制の破綻を意味したにとどまらず、資本主義世界における社会民主主義勢力に強い影響を与え、ネオリベラリズムの潮流に勢いをつけることにもなった。こうした歴史状況を「断続平衡 (punctuated equilibrium)」論に据えてみると、前世紀の転換期は戦後期の社会的転回点にあたっていて、「介入主義的リベラリズム」の「ネオリベラリズム・レジーム」への転換という点で、また、これと結びついて「グローバル化」に拍車がかかったという点でもグローバルな規模の構造的転機にあっていたことになる。

<コロンビアの「国家」論グループ> H. D. ラスウェルが『国民安全保障と個人的自由 (*National Security and Individual Freedom*)』(1950年)において「兵営-警察国家 (garrison-police state)」や「全体主義独裁」の危険について繰り返し指摘しているように、第二次大戦の破壊と殺戮は、とりわけ、“ワイマールの悲劇”とされる「自由主義」(ないし、リベラル・コンスティテューションナリズム「自由主義的立憲主義」)体制の破綻は深刻な問題と課題を提起していた。これは「フランクフルト学派」の批判理論や「実証主義論争」にうかがい得ることである。D. イーストンがラスウェル政治学の「転換」(ないし「二つの局面」)を指摘しているように、政治における「影響力と、影響力

をもっている人々」の研究 (エリート分析) という客観的分析から「自由民主政」の模索という規範的レベルへの、さらには、「民主政の理念を実現するための兵器廠」としての政策学への分析視座の移行は、こうした彼の課題意識を反映している⁷²⁾。この脈絡において、戦後アメリカ政治学は亡命研究者のインパクトも重なって、ファシズムとボルシェヴィズムを「全体主義」の概念で括り⁷³⁾、その分析を媒介とすることでアメリカの「自由民主的」体制を確認することになった。あるいは、後者の保守の意識において前者と対峙することで自らの体制を積極的に位置づけることになった。この点については縷説を要しまい。これは、例えば、D. トルーマンの『統治集団 (*The Governmental Process*)』(1951年)における「利益集団 (ないし「政治的利益集団」)」論や W. コンハウザーの『大衆社会の政治 (*The Politics of Mass Society*)』(1959年)における「大衆動員」論に、あるいは、G. アーモンドの『共産主義の訴え (*The Appeals of Communism*)』(1954年)における社会心理学的・政治文化論的分析に明らかであろう。また、R. ダールは『民主政理論序説 (*A Preface to Democratic Theory*)』(1956年)において、アメリカの政治体制の現状分析を踏まえて「ポリアーキー」の概念を提示している⁷⁴⁾。ただ、この局面の政治学には「国家」の認識が欠けていたとする理解について、I. カッツネルソンは、1945年に歴史家の W. ルクテンバーク (Leuchtenburg) を中心としてコロンビア大学に組織された「国家」論セミナーの報告と論稿の検討を、また、自らの参加経験を踏まえて次のように指摘している。

言うまでもないことであるが、この国家に関するセミナーが国家を課題としないと決めていたわけではない。そのメンバーたちが想定していたことと言えば、自由主義国家の研究には具体的分析が求められるということであって、ひとつだけの包括的概念では対応しきれないということに過ぎない。アメリカのようなリベラルなレジームにおいては国家と市民との制度的分化が高度化し、両者の相互関係も複雑化しているだけに、「国家」という言葉で、その内部の政治を分析し、理解しようとする、この概念では大雑把過ぎる

と見なされた。制度の枠組みの内部にまで立ち入り、国家を現実主義的で行動論的に研究することで国家の脱神秘化を期したのである。というのも、国家とは共通の集合的利益の標徴であって、個別性を超える規範的で形而上学的な包括的組織体のことであると理解されていたからである。このセミナーのメンバーたちは、統一的利益や単一の政治文化の概念に依拠するのではなく、ルールや制度がどのように作動することで、複雑に分化しつつも、どのように統合されているかを明らかにしようとしたのである⁷⁵⁾。

この指摘からすると、50年代に陸続と公開された行動論的・現実主義的政治学や政治社会学の成果は政治過程と政策過程や政治文化とパーソナリティなどを分析視座としてアメリカという「国家」の現実政治の動態を分析した結果であって、この多角的アプローチによってアメリカ政治体制の「自由民主的」性格が析出されたことになる。

確かに、分析手法の豊富化という点で、この局面の政治学の所産には瞠目すべきものがあるが、それが基本的には、アメリカ政治を経験主義的に分析するという目的に発していただけに、あるいは、この目的のために多角的実証化の分析装置が案出されただけに、アメリカ政治の所与性の記述的分析とならざるを得なかった。また、アメリカの政治経済システムを主軸として他国の政治経済体制や政治文化が比較されることになった。だから、60年代に至って、この体制に内在するバイアスの構造や分析の方法論的難点が指摘されることにもなったのである⁷⁶⁾。「利益集団リベラリズム」はアメリカ「自由民主政」の“圧力集団”モデルであり、政治資源の配分を「集団圧力」の均衡化の過程であると位置づけている。このモデルは「政治的利益集団」による“圧力”の競合的行使と政府の対応性を前提としている点では「自由主義」のパラダイムの枠内にある。それだけに、連邦政府の財政危機を背景として「入力軽減」論と結びつき得たのである。換言すれば、「社会集団」の“圧力”の行使と政治的再分配機能との
フィードバック
帰還関係において体制の機制の安定化がモデル化されてきただけに、

「財政危機」論を「民主政の危機」論と結びつけることで政府への“圧力”（入力）の軽減論を呼び得たことになる。「利益集団自由主義」論が、いわば、“圧力集団”還元モデルであるだけに、やがて、「新制度論者」^{ネオ・インスティテューショナルリスト}や「新国家論者」^{ネオ・ステイテニスト}の批判を呼ぶことになっただけでなく、その転換を迫られることにもなった。だが、政治学におけるリベラリズムのネオリベラリズム化は「シカゴ学派」の経済学において、より明示的に浮上している。

<フライブルク学派とシカゴ学派> 経済学における「新自由主義」の理念は「オールドリベラル派 (*Ordoliberalen*)」と「シカゴ学派」において緒についている。占領管理下のドイツにおいて（1949年、「西独基本法」発効）、オイケン (Walter Eucken, 1891-1950) やレプケ (Wilhelm Röpke, 1899-1966) を中心とする「フライブルク学派」は『オールド (*Ordo*)』誌を1948年に創刊している。そして、経済学における「シカゴ学派 (Chicago School)」はサイモン (Henry C. Simons, 1889-1946) を創始者としている。また、この学派に属するハイエク (Friedrich von Hayek, 1899-1992) の『隷従への道 (*The Road to Serfdom*)』は1944年に発刊されている⁷⁷⁾。彼は「オーストリア学派」の正統的継承者と目されているが、ウィーン大学とLSEを経て1952年にシカゴ大学に移り、フリードマン (Milton Friedman, 1912-2006) と共に経済学における「シカゴ学派」の指導的役割を務めている。「オールドリベラル派」と「シカゴ学派」は歴史的経験を異にしつつも、ファシズム (ナチズム) との対決やソ連「全体主義」の同時代史的検討という点では課題を共通にし、全体主義的「社会国家 (social state, *Sozialstaat*)」の“自由主義”的転換の必要という点では認識を共通にしていた。その「市場自由主義経済」論は、当初、それほど注目されたわけではないが、70年代から国家財政の危機や経済の行き詰まり状況が顕在化し、この難局の認識との対応においてレーガノミクスやサッチャー主義が浮上するに至って脚光を浴びだすことになる。

1979年2月の講義において、フーコーは「オールドリベラル派」の目標を次のように指摘している。

ナチズム、議会制のイギリス、ソ連、ニューディールのアメリカ、この諸国は政治レジームを異にしているにせよ、彼らは経済的・政治的に共通するものを認め、これを攻撃することを目的とした。……ケインズ主義という相対的に穏やかな形態であれ、ドイツのようなドラスティックな自足型経済プランであれ、現実の問題を何らかの経済的介入主義とリベラルな政治との違いに求めている。こうしたレジームに、いわば、反自由主義という共通の論理と内的必然性を認めている。オールドリベラル派がナチズムの経験から読み取ったのは、このことである⁷⁸⁾。

「オールドリベラル派」はレッセ・フェール型自由主義を唱導したわけではない。というのも、「国家」と「市場」の二分論ないし併存論ではなく、「市場」や「競争」が「国家」によって創出されるとする考えに立っていたからである。これは、「市場」や「競争」が自然発生的に成立するわけではなく人為的所産であって、両者が機能し得るには“ルール”の設定という政治機能が求められると判断していたことを意味する。だから、資本主義の歴史を「経済的制度史 (economic-institutional history)」であると、また、その体制を政治的に創出可能な開放型であると見なし得たのである⁷⁹⁾。

だが、オイケンが「国家は経済の諸形態に影響を与えるべきであるにせよ、自らが経済過程となるべきではない」と指摘しているように⁸⁰⁾、政府には住居・失業・保健などの「社会政策」が求められるにせよ、自らが経済過程への政策介入やデリジズム型政策を展開すべきではないとする。その特徴は「社会的市場経済 (social market economy, *Soziale Marktwirtschaft*)」論であり⁸¹⁾、「市場」の“社会性”と競争型企業主義との複合的社会編成論にはほかならない。こうした「秩序」を構築するには法的・政治的機能が求められるとしつつも、「国家」は経済過程を政策化すべきではないとし⁸²⁾、この経済観から資本主義的「価値」に依拠した「企業主義的国家」像を設定している。これは「介入主義的リベラリズム」の原理を逆転さ

せ、「市場を国家の管理下に置くのではなく、国家を市場の管理下に置くこと」を意味する⁸³⁾。換言すれば、国家の機能は経済的自由“競争”のルールを設定するとともに、「社会」を企(起)業主義のシステムに編成することにとどまるべきであって、交渉と裁量の場となるべきではないとしていることになる⁸⁴⁾。これは「国家」の経済機能と市場経済とを区分し、「国家」には福祉などの点で一定の社会政策が求められるとしつつも、市場は経済的競争機能の領域であるから中央管理型規制策を排除すべきであると見なしていることを意味する。「オールドリベラル派」の「社会的市場経済」論は「社会政策」と市場経済との複合的モデルであるのにたいし、「シカゴ学派」は社会次元をも経済次元に組み込むことで両者の一体的モデルを提示している⁸⁵⁾。これは国家の経済主義的編成論(「経済主義的国家組成, economic constitutionalism」論)にほかならず、「利益集団自由主義」体制の批判とも結びつかざるを得ない。

「シカゴ学派」のネオリベラリズムにおいて、「企業家 (entrepreneur)」の概念が鍵的位置にある。というのも、シュルツ (Theodore W. Schultz, 1902-98) の「人的資本論 (theory of human capital)」に依拠し、「労働力」を固有の“資本”であると見なすことで労働者も労働力の“投資”に責任を負った「企業家」であると位置づけているからである。ここから、経済活動は「企業家」を経済的人間 (*homo economicus*) とする交換過程であるとするパラダイムを導き、「平等な不平等」の原則において企業家型競争社会の枠組みを提示している。こうした「“企業家”型労働者」観は労働力のプロパティ性をもって労働力を“資本”化し、その「商品」の売買を労働者の主観的意志の行使であるとする事で労働者は「企業家」に擬制化される。この脈絡において、経済的強制関係は「自発的平等」関係に置換され、こうした脱社会関係論的個人主義をもって社会経済的行為の「自己責任」論が正当視される。社会福祉費の縮減策が懲慥され、雇用形態や労働時間の“柔軟化” (ハイアー・アンド・ファイア「不定期雇用」、フレックス・タイム「可変的労働時間」など) が「契約自由」の原則をもって正当視されるのは、社会経済的関係を捨象し

た個人主義的獲得型リベラリズム観に発している。さらには、競争的市場経済には適合的な「文化」が必要であるとの認識において「企業主義」を社会の精神的支柱に据えるとともに、社会と政府も自由市場の原理に則して組織すべきであるとする⁸⁶⁾。すると、競争型自由市場経済の原理を統治の合理性と社会編成の準拠枠に設定すべきであるとしているだけに、そのためには「企業主義」の社会的“規範化”が求められることにもなる。

「シカゴ学派」のハイエクが計画化とは「競争を促進する計画」のことであると、あるいは、「シカゴ学派」の第二世代とも言うべき M. フリードマンが「新自由主義」とは“レッセ・フェール”を再生しようとする「復古的リベラリズム (retroliberalism)」ではなく、「国家」を“積極的”に位置づけ、競争型秩序の回復主体に組み込もうとするものであるとするのは、こうした市場原理主義的「国家」像に発している⁸⁷⁾。すると、利潤志向型合理主義的行動論と個人主義的文化論との複合的ヴィジョンから社会経済と政治のシステムを市場原理をもって再編すべきであると判断していたことになる。以上からすると、ネオリベラリズムは「国家-社会」関係を再規定し、「国家」が「市場」を規定するのではなく、市場の原理を国家と社会の組織と機能の原則とすべきであるとしていることになる。また、市場のコスト・ベネフィット型合理性を社会の編成に埋め込むべきであるとするが⁸⁸⁾、この「社会」像が政策に転化することで実践的意味を持ちだす。というのも、この認識が「ニューディール」から戦後の「ジョンソン民主党政権」(1963-69年)に至る民主党の社会経済介入策の批判と結びついたからである。これは「ニクソン共和党政権 (1969-74年)」期に明示的に浮上しだし、ネオコン派のシンクタンクと一体化しつつ「ニューディール・リベラリズム」の公共政策批判が繰り返されるなかで民主党の牙城であった南部の「共和党」化が起り、「ニューディール連合型政党制 (party system)」が衰退するなかで「分割型政府 (divided government)」が常態化しだすことにもなる。

「ワシントン・コンセンサス」の基調は「自由化」・「民営化」・「規制緩

和」に求められている。この三幅一対型政策路線は「オールドリベラル派」と「シカゴ学派」の自由市場主義的国家再編論と親和関係にある。というのも、経済の“自由”観は企（起）業主義と結びついて「競争」と「選択」の「自由化 (liberalization)」と「規制緩和」論となって、また、自由市場の原理は社会経済と政府の組織論と結びついて「私化ないし民営化 (privatization)」と「脱規制 (deregulation)」型政府・政策論となって現れたからである。この脈絡において、「国家存在」に組成している社会経済関係と政府の組織を「市場中心型リベラリズム」の理念において再編することが求められる。とはいえ、こうした「国家企図」は自然発生的に成立し得るわけではないだけに、イデオロギー機能と政府による調整と介入機能が必要とされる。また、この企図が一定の説得力と「ヘゲモニー効果」を持ち得るためには、資本主義国家とリベラリズムとは「共生関係」にあるだけに、経済的自由主義を「基底価値」としつつも、その「言説」を径路脈絡性において組み替えることで「共生関係」の維持を期さざるを得ない。

「オールドリベラル派」がナチズム体制の批判と戦後ドイツの「国家」再建の企図において、市場原理を社会と文化に埋め込むことで資本主義の力学の活性化を展望した。また、「シカゴ学派」は企業家的「経済人」の合理的選択と競争という資本主義のエトスの再生を期すべきであるとする視点からニューディール型「計画経済」を、換言すれば、ケインズ主義的需要管理策や裁量的財政策を批判し「競争促進型計画化 (planning for competition)」を求めた。すると、市場の社会性の認識という点で、「シカゴ学派」は「オールドリベラル派」に比して古典的リベラリズムの反国家主義の論調を強くしていたことになるが、競争型「市場」原理を社会経済関係と政府編成の“法廷”準則に設定することを目指したという点では理念を共通にしていたと言える。両者にはファシズム（ナチズム）の直接的経験とソ連の「全体主義」という“暗い影”がつきまとっていたのであるが、「市場自由主義」の再生を共通の課題として1947年にオイケンとハイ

エクを主要な仲介者として「モンペルラン協会 (Mont Pelerin Society, *Société du Mont Pélerin*)」が成立している。この集団は主要資本主義諸国の知識人や閣僚クラスの政治家から構成されていて、社会経済関係への介入の程度と方途については意見を異にしつつも、競争型市場経済を構築することで経済を活性化すべきであるという点では認識を共通にしていた。その政治経済政策の理念と路線はアメリカの「ヘリテージ財団 (Heritage Foundation)」やイギリスの「経済問題研究所 (Institute of Economic Affairs)」といった財団やシンクタンクによって流布されることになった⁸⁹⁾。また、2002年までに、この「協会」は8人のノーベル経済学受賞者を輩出している。

ネオリベラリズムの政治観はハイエクの「自由」論に明示的である。彼も伝統的リベラリズム観から政治と経済の領分を二分するとともに、「個人主義的自由」観と「多数派政治」型自由観とを交差させることで固有のレジーム論を導いている。すなわち、ハイエクは次のように述べている。

リベラリズムと民主主義とは両立し得るとしても、同じことではない。前者は政治権力の範囲に、後者は権力保持者にかかわる。その違いはそれぞれの対抗概念を想起することで理解し得る。リベラリズムの反対は全体主義であり、^{デモクラシー}民主主義の反対は権威主義である。したがって、民主的政府が全体主義であったり、権威主義政府がリベラルな原理に立ち得ることは、少なくとも、想定し得ることである⁹⁰⁾。

以上の指摘にも明らかなように、リベラリズムを政治権力の制限体制であると位置づけるとともに、その対抗軸に「全体主義」を^{トータリタリアニズム}措定している。また、「民主政」とは^{デモクラシー}権力の行使主体に関わる概念であるから、多数派が政治権力を掌握することで自らを制約し得ない反自由主義的体制に転化するとし、その典型例として「全体主義」を挙げている。この「民主政」観は伝統的「反民主政」論の系譜に属するが、大衆動員型「全体主義」像を背景としていることは明らかであり、こうした「多数専制型民主

政」の対抗軸に「^{オーソリテリアニズム}権威主義」が指定されている。この二つの対抗軸を交差すると、「自由主義的権威主義」と「全体主義的民主主義」を対極とする座標軸が得られ、その中間点に「自由主義的民主主義」を含めて多様なレジームが想定され得ることになる。彼が「権威主義」といえども「リベラルな原理に立ち得る」としているのは、こうした二分論に依拠している。これは社会経済的自由主義をもって「権力」と多数派民主政を掣肘するという古典的リベラリズム観に属するが、重要なことは、彼のリベラリズム論が「全体主義」の否定において反民主主義的「権威主義」体制の「肯定」論に“転化”していることである。

確かに、民主政における統治の正統性の基礎は「多数意思」に求められているし、「国民」の“意思”は制度論的には「国家意志」として現われている。この連関と円環の制度論的・過程論的脈絡を問わないにせよ、リベラリズムの視点から「多数意思」による統治には幾重にも制度的・機構的歯止めがかけられている。また、リベラリズムと民主政とは緊張関係を内在しつつも、「立憲主義的自由民主政 (constitutional liberal democracy)」において複合化している。とりわけ、リベラリズムの理念から思想と良心の自由は“多数”をもって強制され得ない民主的領域とされている。したがって、政治における「多数支配」をもって“専政”とするわけにはいかないことになるし、民主政と“専政”とを同視することは民主政の否定論を呼ばざるを得ない。アメリカ政府がチリ軍部による「アジェンデ政権の転覆」(1973年)に加担したのは、「自由主義的権威主義」体制をアメリカの「国益」と見なし得たからである。しかも、その後、「シカゴ学派」はM. フリードマン (Friedman, 1912-) を中心に「ピノチェト軍事独裁政権」(1974-90年)の新自由主義的政治経済政策の企画と策定に積極的に参加し、やがて、南米諸国は「ワシントン・コンセンサス」の“実験場”と化している⁹¹⁾。

ハイエクのリベラリズム論が“冷戦”期の「全体主義」的社会主義体制を批判するための常套の用法であったにせよ、民主主義の視点からすると

撞着的性格を免れ得ない。というのも、「権威主義 (authoritarianism)」の含意は多義的であるにせよ、社会心理学的には権威への追従と権威による支配という非自律的パーソナリティの心性を意味するからである。また、J. J. リンス (Linz) の政治体制の類型論からすると、「権威主義」は民主主義と全体主義との中間型の似非議会主義的独裁体制とされており、民主主義体制の範疇には含まれてはいない。したがって、「自由主義」と「権威主義」とを、あるいは、「全体主義」と「民主主義」とを結びつけ、両者の複合レジームを設定すると概念の混乱を呼ばざるを得ないことになる。確かに、「開発独裁」体制は「受動的革命」型の資本主義の権威主義的構築体制であるにせよ、少なくとも、近代「民主政」の基本的要件を欠いた体制であると言える。それだけに、テクノクラートによる経済成長至上主義型開発路線は急激な工業化のなかで貧富の格差の拡大などの諸矛盾を呼んだだけでなく、「民政」移管との緊張関係において政変が繰り返されることにもなったのである。これは、とりわけ、中南米諸国の政治史に明らかである。また、アメリカが反米政権の転覆や反政府勢力の使喚を繰り返し得たのは、「反全体主義的リベラリズム」の修辞を「国益」論に結びつけることができたからである。「ブッシュ (Jr.) 政権」が「自由企業」の擁護をもって「先制攻撃」を正当化したり、アメリカが「権威主義」体制を支援し続け得るのは、この種のリベラリズムの修辞が「イデオロギー効果」をもち得るからである⁹²⁾。あるいは、国内的には民主政を標榜しつつ、対外的には権威主義政府を支援するという修辞の二重性はこうした「国益」観に発している。

「新自由主義」の政策的路線は「フォード主義的生産-消費システム」に依拠した戦後の「ケインズ主義的・福祉主義」体制が行き詰まるなかで、マクロ経済的対応策として浮上している。この政策が市場型「経済的自由主義」を中心的理念としていただけに、経済「効率」の視点から社会福祉や社会経費は反競争的・反成長的・不生産的社会経費であると見なされることになった。また、政府の組織も競争的市場の論理に即して再編す

べきとされた。こうした「能率的」政府論はレッセ・フェール志向型保守主義や反エリート主義的ポピュリズムと共鳴し得ることにもなった。

「新自由主義」は「先進型自由主義 (advanced liberalism)」とも呼ばれている⁹³⁾。これは市場原理主義の言説の社会的浸透策と連動しつつ、社会経済関係を市場中心主義的原理をもって再編しようとする企図に発しているが、こうした政策転換において、経済合理主義的「個人」像をもって労働力コストの削減と企業家主義的自由市場型社会構成への再編が志向されるなかで「利益集団」媒介型多元主義体制が批判的に検討されることにもなった。さらには、貿易の自由化と市場の開放が唱導され、NAFTA (「北米自由貿易協定」) やアセアン・プラス・スリー (ASEAN+3) といった拡大版通商策に例示されるように、リージョナルなレベルの経済圏が形成され、あるいは、リージョナリズムの構想の競合状況が起こっている。それだけに、中央銀行間や政府機関間の“構造的調整”をもって国際経済システムの構築が求められることにもなった。こうして、「国家」間協力やネットワーク型ガヴァナンスが生成し「新自由主義」の路線が越境化することで、経済の「グローバル化」に拍車がかかることになった。

(5) 市場原理主義国家

社会科学における「規模」^{スケール}とは、政治や社会経済の組織の「範囲」^{スコープ}と構造にかかわる概念であって、個人間の集団的關係として現れる。広狭と疎密の違いはるにせよ、社会経済関係が一定の範囲で組織され、区画化されることで一定の規模の「圏域」^{リミット}の概念が成立する。すると、社会経済関係が有界化することで多様な圏域が存在し、また、存在し得ることにもなる。「領域」^{テリトリー}とは、こうした多形的圏域が「国家」において区画化され、複合化した社会空間の概念である。そして、社会「過程」とは社会諸関係の編成と再編成の継起的動態概念であり、コミュニケーションを媒介とした社会過程においてアイデンティティが共有されることで社会経済関係は

一定の範囲において「規模」化する。この視座からすると、「^{ステイトフッド}国家存在」とは所与の「領域」において重層的に構造化した関係論的実体であることになる。また、「グローバル化」のなかで社会経済関係が地球的範囲に拡張することで越境型の「規模」が多形的に形成されつつある。これは、所与の「国民国家」という「^{テリトリー}領域」型圏域において政治経済的・社会文化的関係が再編と再構築の過程にあり、その形状を多面的に変えていることを意味する。

社会経済の力学と政治権力の企図とは不可分の関係にあるし、社会「運動」が作動し、駆動するには何らかのイデオロギーや企図を媒介とせざるを得ない。というのも、目的や課題を社会的規模で実現しようとする構想や計画が求められるし、その具体化と工程化の過程が立案される必要があるからにはほかならない。また、ある「企図」によって社会経済「秩序」が一時的に安定し得たとしても、「関係」とは諸契機の偶発的接合形態に過ぎないから、諸関係に内在する諸矛盾は力学的「過程」として外在化する。それだけに、「起案」から「評価」に至る「政策過程 (policy process)」においてフィードバックが繰り返されざるを得ないし、この過程においては当初の「企図」の基本的モチーフを組み替えることで所与の制度を再編せざるを得ないことも起こり得る。「グローバル化」の運動は客観的には社会現象であって、資本の国際的流動性の深化とも結びついているが⁹⁴⁾、そのモメンタムには「企図」と戦略という主観的契機が介在する。そして、社会諸関係は社会空間において外在化するにせよ、この空間は閉じられているわけではないし、内外の諸契機も複合的に変動するわけであるから、これとの対応において所与の「規模」は再編成の過程を辿らざるを得ない。

「資本主義国家」の「相対的自立 (律) 性」とは政治と社会経済との制度的「分離」と機能的「分化」のことである。これは資本主義的「国家存在」においては、自由民主政の理念を媒介として諸関係を「公／私」の次元に制度的・機能的に区分し、政治権力と社会経済権力との「分離 (内)

統一」において、ひとつの「社会構成体」が組成されていることを、換言すれば、資本主義国家の「通常形態」においては政治と社会経済の次元は形式的にも機能的にも二分されていて、社会経済関係を私的個人間や集団間の関係に、あるいは、「経済－同業組合」のレベルに留めおいていることを意味する。「国家－社会」関係の分離と分化は政治的代表形態の回路を多様にし得るだけに、この「国家」は多元的な社会経済的諸利益を集約し、交渉の対象でもあるという表象を留めることで機能的柔軟性を帯び得る。それだけに、政治と社会経済との「相対的分離」が不分明化し、政治権力が強権化すると「国家」は“権威主義”化する。

こうした社会－国家関係の組織化の機制には緊張関係が内在している。というのも、社会経済関係は諸矛盾を内包しているし、これを不断に再生産するだけに自己完結的ではあり得ず、政治の組織と過程を再編することで機能的に対応することが求められるからである。リベラリズムは社会と個人の合理性を前提としつつも、政治的介入を必要とするという自律性と他律性のバランスの原理に立っている。リベラリズムがこうした理念の二重性と両義性を帯びざるを得ないのは、政府と社会との緊張関係に発している、この矛盾との対応のなかで言説を組み替え、「共変動」を繰り返すことで資本主義との「共生」を期し得たし、期さざるを得ないからである。こうしたリベラリズムの教義ないし政治経済理念において階級間の妥協体制が構築されるとともに、「国民－人民的」という修辞をもって「国民」的規模の凝集性が維持されている。また、この凝集化機能において社会経済諸関係は私的関係において個別に制度化されることで「脱政治化 (depoliticization)」しつつ、国家装置は社会的要求と経済的必要において「再政治化 (repoliticization)」している（「脱政治的政治主義」）。それだけに、移行期や転換期においては社会経済関係に占める私的「秩序」の原理を呼び出すことで体制の保守が志向されることにもなる。

政治権力は「自らの間違いを語らない」とされるが、これは政治支配の正当性が不断に社会に引照され、あるいは、還元されることによるが、そ

れだけに、移行期にあっては政治に対する要求や不満も高まらざるを得ないし、体制の機能不全化は“危機”を呼びかねない。「新自由主義」へのレジーム転換に際しては資本主義「社会」の構成原理とその機能的自律性の原理が浮上し、「自由化」・「規制緩和」・「民営化」の言説をもって社会の、また、政府の機能と機構の再編が企図されることになった。この脈絡からすると、ネオリベラリズムは「介入主義的リベラリズム」に対するリベラルな「巻き返し」型対応にほかならなかったことになる⁹⁵⁾。

資本主義経済は市場媒介型利潤追求システムであり、自由主義を社会経済的機制のイデオロギーとして規範化している。これは資本主義の経済関係が「自由主義」を媒介原理とし、これが「ヘゲモニー・ヴィジョン」化していることを意味する。だが、知性が生得的特性ではなく経験に発することは、遠く、ロックが『人間悟性論 (An Essay Concerning Human Understanding)』(1690年)において指摘していることであって、個人の「自律性」は所与ではなく、その成立と展開は社会関係と結びついている。この視点からすると、T. H. マーシャルの「シチズンシップ」論は人々が社会生活に参加し得る内的条件(義務教育など)と外的条件(住居・福祉など)を「社会的権利」と位置づけ、これを「社会政策」として提示していたことになる⁹⁶⁾。

<レジーム転換> 社会経済関係への政治的・政策的関与の形態と規模は個別の歴史条件に左右される。内的矛盾が表面化したり、対外関係の緊張が高まる局面では社会経済関係のインバランスが浮上するから、社会経済関係への介入を大規模化せざるを得ない。移行期ないし“危機”の局面においては、「国家権力」は影響力を強化し、あるいは、機能を多岐化することで諸矛盾を時空間的に転移しようと試みる。そして、「国民国家」は閉鎖システムではなく、「世界政治」の基本的構成要素の位置にあるだけに、国際的契機の“外圧”を不可避とする。外からの“入力”は内部の矛盾を増幅させ、「国家」において輻輳するので、国家の機構は諸矛盾に対応せざるを得ず、そのことで自らの形態を変えざるを得ないことになる。

内外の社会経済的“圧力”の高まりは政治レジームの変化を迫る。「新自由主義」的対応は、ひとつの企図と戦略であるが、権力との対抗意識の弱い社会においては、あるいは、“危機”の局面に至っては権力ブロック内の対立とも結びついて行政権中心型の“権威主義”的体制が浮上することも起こり得る。

リベリズムの理念が資本主義的社会経済関係において自生したにせよ、「自由主義」が現実機能するためには政治的・法制的契機を必要とし⁹⁷⁾、「関係」の変動との共振動を繰り返してきた。今世紀への転換期に浮上するネオリベリズムは「小さな政府」という修辞をもって「強力国家」を志向したという点では、ひとつの「国家企図」であり、資本主義の原理をもって社会経済的再編を世界的規模で展開しようとする企図と結びついている。この企図において「ケインズ主義的・福祉主義的国家」からの“レジーム転換”が起こったし、技術「革^{イノベーション}新」と競争力強化が強調されるなかで、社会政策よりも経済政策中心型戦略へと移行した。こうした政策転換のなかで、国内的には社会経済システムのリストラが起これただけでなく、「自由化」と「規制緩和」は国際的には、貿易障壁の排除と商品と金融の「自由市場化」と連動することで「グローバル化」も深化した。

「生存権」は基本的人権であって、「社会保障 (social security)」の諸権利と一体的に制度化されている。この権利は17世紀の「社会保険 (social insurance)」の「救貧」観念を嚆矢とし、20世紀に至って「社会的権利」として“市民権^{シチズンシップ}”の一部を構成することになった。また、「福祉 (welfare)」(ないし「厚生」)とは「安寧 (well-being)」のことである。労働者が安心できる生活状態を享受し得るには「労働権」(勤労権)や団結権が社会的に保障されなければならないし、社会政策も必要とされる。この視点からすると、社会政策は労働力の商品化にたいする「対抗運動」の成果であるとともに、市場媒介型利潤追求システムの補正機能という二重の性格を帯びていることになる。この脈絡において、リベリズムは「改革的」方向

を強くせざるを得なかったのである。そして、フォード主義が生産と消費の複合体制となることで労働者は消費財商品の主要な購買者ともなった。

だが、20世紀の第4四半期に浮上するネオリベラリズムにおいて、労働力は需要の源泉というより生産コストと見なされるようになり、生産の合理化と労働力の代替可能性が強調されることで雇用形態の柔軟化が進められただけでなく、福祉関連経費の縮減と「社会関係資本 (social capital)」の経済開発関連資本への移動が起こった。これは「開発主義的競争国家」化を、換言すれば、「比較優位 (comparative advantage)」型経済から「競争優位 (competitive advantage)」型経済への転換を意味する。こうした路線転換が「国家企図」となり得るのは、経済生活が垂直的にも水平的にも「国民経済」に包括されていて、国際的競争力を強化することで国富が「滴下」し、「均霑効果」に与り得ると期待と言説が説得力を持ち得るからである。そして、社会的市民権は「市場型市民権 (market citizenship)」概念に組み替えられる方向を強くし⁹⁸⁾、市場原理主義的・企業家主義的社会規範の「社会化」と一体化しつつ社会経済関係のリストラが進むことになった。

バックは「新自由主義国家 (neoliberal state)」を規定して、競争型「市場国家」であって、「政治が資本の論理に従う」なかで成立したと指摘している⁹⁹⁾。これは資本蓄積の論理において社会経済関係を「国家」規模で再編しようとする企図に発し、「市場」の原理が戦略的手段とされたことを意味する。こうした「市場原理主義国家」化の企図は「国家存在」に組成している諸関係を「市場」中心型構造に再編しようとするものであるかぎり、「脱規制主義的再規制策」を必要とせざるを得ない¹⁰⁰⁾。だが、こうした再編策は、すでに指摘したように「国家」の弱体化を意味するわけではない。というのも、「国家存在」は政治的－社会経済的関係の複合体であって、各レベルの編成原理とレベル間の接合形態を組み替えることで、その様態を再編し得るからである。また、政府の再分配政策や徴税方式は多様であって、権力資源を多様な方法で動員し、政策をもって「社

会」の編成様式を変え得るし、諸矛盾を時間的に先送りし、空間的に転移するという戦略に訴え得るからである。「国家」は諸矛盾のなかにあるだけに、政府はその対応と将来の展望において政策を再帰的に修正せざるを得ないし、そのための正統化論も求められる。「新自由主義」は「国家」規模の対応策であり、それが一定の説得力を持ち得るのは、資本主義システムの基軸的編成原理が日常実践の規範原理として作動し、イデオロギー的ヘゲモニーの機能を果たしているからである。

「新自由主義」へのレジーム転換は経済的難局の脱出口を福祉依存型・団体協調型体制の再編に求め、個人主義的「自由」観から「自恃と自助」型個人像の社会規範が強調されることになった。この理念は個人主義的企（起）業家精神の「社会化」を「ネオコーポラ主義的－団体間協調主義的」体制の再編論と結びつけることで労働組合の組織力と対抗力を弱めることになった。また、社会福祉の縮減策は「人的資本形成論」と結びつくことで労働と福祉との一体策として「勤労福祉（workfare）」型給付システムへの移行を呼び、「危険」の「社会化」の理念は“利害関係者”の「責任」論へと転化することになった。さらには、国家財政に占める「社会消費」部門の縮減と「民営化」策をもって「政府」への“入力”軽減策が講じられた。「新自由主義レジーム」への転換はこうした「市場原理主義国家」化のなかで起こっている。

リーマンショックで矛盾が露呈したにせよ、金融工学的発想から経済の「金融化（financialization）」が進み、シュンペーター主義的「知識基盤型経済（knowledge-based economies）」を創出することで「競争国家」の構築が指向されることになった¹⁰¹⁾。こうした政策展開と結びついて「公／私パートナーシップ」型ガヴァナンスが生成しただけでなく、「新公共管理（new public management）」論から政策遂行能力の高度化や行政機構の効率の再編が求められることにもなった。こうした脈絡において「統治なきガヴァナンス（governance without government）」化が起こったともされている¹⁰²⁾。この概念は、「新自由主義レジーム」において社会経済権力

による「秩序」化の傾向が強まっていることを意味しているが、「国民国家」の凝集性の維持という点では、この“ガヴァナンス”においても「国家」の諸機関（「政府」）が主要な機能を果たしていることを看過すべきではあるまい。さらには、雇用の「柔軟化」は、資本の国際的流動化と越境規模の労働力移動と結びついて、戦後の「労使（資）関係」の変容を呼ぶことになっただけでなく、雇用形態が社会の編成原理ともなるだけに、社会認識と階層的構成を大きく変えることにもなった。そして、国際レベルにおいては再生産システムの資本主義的再編は「テクノポール」を中心とする「ハブとスポーク」型の「グローバル都市」の構築と一体化することになった。これは「グローバル化」が資本の地理的“拡張と集中”の「二重運動」の過程であることを意味する。だから、経済の「自由化」が「国家」間の競争を激しくするだけに、その調整と協力の体制の構築をグローバルに急がせることにもなった。

こうした一連の「新自由主義」的政策展開のなかで労働組合の組織率は大幅に低下しただけでなく、国内的にも国際レベルにおいても経済格差は拡大することになった。また、「機関投資家」型投機やヘッジファンドのカジノ型投機は国際金融システムの不安定化を呼び、その過程で不安や不満も増殖した。さらには、中・下層階級の“租税反乱”や排外主義的ポピュリズムの台頭に¹⁰³⁾、あるいは、欧州諸国におけるネオナチ的政治勢力と政党の伸長に見られるように、国民の不満や不安も増大している。こうした動向は経済社会関係の構造的再編や経済の自由主義的国際化と結びつけて理解すべきことであろう。以上からすると、「市場原理主義国家」化と経済社会関係の越境「規模」の接続化とは複合的に展開したことになる。この視座からすると、「新自由主義的グローバル化」とは社会経済関係の越境規模の連鎖化と政治の「国家」間調整の深化過程にはかならないことになる。

(6) 結 び

「社会」は自然生成的契機と目的団体的契機の複合的「関係化」において組成される。この組織は「主体」の作用を媒介として制度化されることで「構造」化するが、その規模は基本的には、また、主要には「国民国家」の枠内にある。そして、政治経済や社会が制度化されるためには、あるいは、既存の制度が再構成されるためには国内的・国際的「経路依存性」を所与とし、新しい「経路構築」の企図において何らかの理念に訴えられる必要がある。「関係」は不断の変化に服しているだけに、これを組み替える必要がおこり、これが「構造」の変容を呼ぶことになる。だが、「企図」は常に偶発的所産に過ぎないから、所期の結果に結びつくとは限らない。したがって、別の「企図」をもって「関係」を組み替えることが再帰的に求め続けられることになるから、所与の「リレーション関係」は常に「レラティブ相対的」性格を帯びざるを得ない。

戦後の先進資本主義諸国は、基本的には「リベラリズム介入主義的自由主義」(ソーシャル・リベラリズム「社会自由主義」)と国際的自由貿易主義を体制原理とした¹⁰⁴⁾。この国内的・国際的複合原理は「パクス・アメリカナ」を軸に多角的自由貿易主義体制をグローバルに編成することで、戦後の資本主義世界の「秩序」を再構築しようとする企図と結びついていた。この体制が主要資本主義国の、また、資本主義「国家」間の「秩序」の基軸的原理となり、不安定ながらも、それなりに作動していた。だが、ベトナム戦争におけるアメリカの敗北(75年、「和平協定」と数次の「石油危機」や“ドル危機”が重量化することで、少なくとも国際通貨の点では71年の「新経済政策」の声明をもってブレトン・ウッズ体制は崩壊した。変動相場制への移行は資本の流動性を越境規模で飛躍的に高めることになり、利子率の操作を媒介とする経済政策にも影響を与えることになった。75年のランブイエを端緒とする「先進国首脳会議(サミット)」の年次開催の恒例化は、こうした国際

関係の流動的歴史的状況を背景としている。また、この局面に至って大量生産と大量消費との複合体制に依拠した需要管理策と所得政策は行き詰まり状況を示しだし、「脱^{ポスト}フォード主義」への、あるいは、「ポスト・ケインズ主義」への移行とも呼ばれているように、市場基盤型「新自由主義^{ネオリベラリズム}」による「秩序」の再編策が浮上しだしている。これは、「社会^{ソーシャル}コーポラティズム」(ないし「リベラル・コーポラティズム」)の体制においては政府が政治的交渉の主体となることで社会的調整機能を、また、再分配政策によって所得の補完機能を果たすという体制から市場システムによって社会「秩序」を創出するという方向への転換を意味した¹⁰⁵⁾。こうした歴史的脈絡からすると、1970年代から80年代にかけては戦後体制の構造的移行期にあっていたことになる。

「レジーム」(支配的体制)の概念は多義的で、その用法も多様であって、例えば、「権威主義的レジーム」という消極的含意において、あるいは、政治学の記述的用語として使われているが、所与の「国家」における社会経済的・文化的諸関係の政治的編成の体系を指していると言える。というのも、所与の「社会構成体」が「国家存在^{ステイトフッド}」として凝集性を帯び得るためには、何らかの編成原理と政策を媒介として社会経済諸関係を政治的に接合することでシステム化することが求められるからであって、この脈絡において一定の「秩序」が形成されることになる。この視座からすると、所与の「レジーム」は矛盾への対応と社会的安定化の必要において急激に、あるいは、漸次的に別のレジームへと移行し得るし、その過程において旧来の政治的調整と規制の様式や政治的代表形態は変化せざるを得ない。戦後の基本的体制原理の変容という点で1970年代は「新自由主義的レジーム転換」への転機にあっていたことになる。その基調は「介入主義的自由主義」を“ネオリベラリズム”へと変換することで社会経済と国際社会の「秩序」を「再資本主義」化しようとする「企図」に発している。こうした「新自由主義」的政策転換によって社会経済関係のリストラとイノベーション型経済成長が「国家」の戦略目標に設定されることで「グ

ローバル化」も深化することになった。

この経緯を鑑みると、戦後の先進資本主義諸国は「介入主義的リベリズム」のなかで諸矛盾を累積し、それが70年代に顕在化することで政策的対応を迫られたことになる。現代のグローバル化が「ネオリベラル型グローバル化」とも呼ばれているように¹⁰⁶⁾、「市場原理主義国家」化と「グローバル化」とは複合的接続関係にあり、ネオリベリズム型経済社会関係の国内的再編と越境規模の連鎖化とは一対化していたのである。この現象は経済のグローバル化を起動力としつつも、国際機関や地域間協力機構の新自由主義的「国際企図」にのみならず、「アムステルダム学派 (Amsterdam School)」の一連の分析が明らかにしているように¹⁰⁷⁾、「トライラテラル委員会」や「世界経済フォーラム」などの越境型政策集団の、あるいは、「国際的管理集団」の資本主義的世界市場の再編戦略にも負っている¹⁰⁸⁾。こうした「国際企図」を実現しようとする、国際的政府・非政府組織のみならず、「国家」間の協力と調整も求められるだけに、サミットを始めとする首脳会議において調停が繰り返され、1995年のハリファックス（カナダ）のG7サミットにおいて、政策的調整を期すという基本的「合意」が成立している。この脈絡からすると、「グローバル化」の駆動力は「国家」と「国際機関」の新自由主義的“企図”と不可分の関係にあり、その構想とも結びついて「国家」間関係の越境化が深まったことになる。

資本と金融の国際的流動化が昂進し、国際分業が深化するなかで、また、途上諸国のインフラ整備とも結びついて労働力の国際的移動が繰り返されている。さらには、技術の高度化によって労働力代替型機械化と労働過程の単純化が進むなかで社会的生産関係の越境化も深化している。「国家」の社会経済的諸関係が脱領域化しているだけでなく、「国民国家」という「容器」に収まっていた民族間の対立が顕在化することで政治的統合の契機が弛緩しているとする、¹⁰⁹⁾「国家」による凝集性の維持の相対的脆弱化という問題が浮上せざるを得ない。これは政治学と国際政治学（論）

に重大な問題を提起している。というのも、グローバル化は国境の壁を低くし、社会経済組織の越境型連鎖化を深くすることで、「国家存在」を構成していた諸関係の「脱国家化 (destatization)」と「脱国民化 (denationalization)」が起っているとされるからである。「国家の後退」論とその“神話性”の指摘との理論的対抗状況が浮上したが、これは、こうした「グローバル化」状況を背景としている。

<「グローバル・ガバナンス」と国家> 確かに、国家の諸機関が多国籍企業と国際金融の動向や世界的分業体制の構造的変化に不断に対応せざるを得ない状況は強まっている。また、政府間・非政府間国際機構を中心に「グローバル・ガバナンス」が、あるいは「グローバル・ガバナンス複合体 (global governance complex)」が生成している¹⁰⁹⁾。この言葉は「組織」ないし機構の概念というより、グローバルなレベルにおける「秩序」の形成能力と過程を表わす「様態」概念であって、社会経済・政治関係の「グローバル化」のなかで、政府や国際機関のみならず、NGO や「グローバル社会集団」などの多様な非政府組織の影響力が高まり、その相互作用のなかで国際的規模の「秩序」が形成されていることを含意している。すると、「グローバル・ガバナンス」という言葉は多中心的で多アクター型の非公式的国際レジームを指していることになる¹¹⁰⁾。これは「英国学派 (English School)」や「構成主義派 (constructivists)」が指摘するように、一定の規範的ルールのなかで公式・非公式の組織がネットワーク化し、個別のレベルや争点について一定の取り決めを基礎に決定が繰り返されるといって「国際レジーム」が生成していて、この複合的レジームにおいて一定の世界的「秩序」が形成されていることを意味する。国際「秩序」の形成に占める「国家」間のヘゲモニー関係の視点からすると、「グローバル・ガバナンス」という「国際社会」論は国際政治における「権力」関係の視点をもって補強される必要があると思われるが、「国際関係」がアナーキー状況にはなく、ヘテローキー型の「国際レジーム」の枠内にあるとされているだけに、「国際公共性」の視点からすると「グローバル

民主政」について検討するための視座を提示していると言える。

「ガヴァナンス」という言葉の確定的定義は存在しないが、「新公共管理論」や「公私パートナーシップ論」と結びついて1970年代以降にしばしば使われるようになったことにかがいでるように、「新自由主義的レジーム転換」を背景としている。「ガヴァナンス」という言葉は公／私のいずれのレベルであれ、所与の組織体の決定設定過程の様式と運用能力を含意しているが、政治学の用語としては「統治過程ガヴァニング・プロセスが混成化し、管轄権が多層化することで多様な利害関係者が複合的ネットワークにおいて結合している」状況を指している¹¹¹⁾。確かに、行政システムと市場メカニズムとがネットワーク化することで公私パートナーシップ型統治形態が生成している。だが、公私複合型の統治形態の展開を見たにせよ、「国家」の諸機関はこの機制においても、徴税と財政を背景とすることで指導と誘導の行政機能を果たしている。すると、統治機能の新自由主義的転換によって「規制」機能のガヴァナンス化が起こったにせよ、「国家」の統治機構が公私協力型規制機能の「規制」主体（「メタレギュレーター」）の位置にあると言える。また、トランスナショナルなレベルでは政府間・非政府間型複合レジームが生成し、多様な「政策提言」集団の活動も活発化していることから「グローバル・ガヴァナンス」概念が浮上したことに鑑みると、この言葉はこうした国内の政策決定過程の視座の国際的拡大版であることになる。

社会科学における「規模」とは社会関係の「ネットワーク空間」のことであって、この空間において集合的行為が成立する。この視点からすると、「グローバル化」とは経済・金融・文化などの諸レベルにおいて社会空間が越境規模で接続し、重層化していることを意味するし、これと結びついて国際機関の影響力も強まっているわけであるから、国際社会の「秩序」の形成過程が“ガヴァナンス”型の構造にあるとするパラダイムが導かれる。これは、“星雲”状況のなかの、ひとつの「秩序」論である。だが、「グローバル・ガヴァナンス」において「国家」を他のアクターと同視

するわけにはいかないし、“同輩中の首席”の地位に移ったとは見なし得ない。また、IT 革命によって少なくとも交信は瞬時性を帯びたことをもって、世界が同質化の過程を辿っていると見なすことは「技術崇拜」ないし「技術決定論」に属することである。

現代のグローバル化の特徴をめぐる議論が活性化しただけでなく、これと結びついて「国際政治」ないし「世界政治」における「国家」の位置についても論争が浮上した。これは、政治・社会経済関係の越境型連接化が深まった状況に鑑みると登場せざるを得ない議論である¹¹²⁾。それは「超国民国家 (transnational state)」論や「グローバル国家 (global state)」論に、あるいは、「超国民的対自階級 (資本分派)」の生成論にうかがい得ることである¹¹³⁾。

確かに、世界の工業生産額や対外直接投資に占める「超国民的企業 (transnational enterprise)」ないし「多国籍企業 (multinational corporation)」の割合は驚くほど高くなっている。だが、営業活動の範囲が越境化しているにせよ、その活動や本拠が「脱国家」しているわけではない。いわんや、現実的にも理論的にも、単一の資本家階級や「資本家ブロック」が世界的規模で形成されているとは言えない。というのも、資本は労働力や原料資源との関係において成立することであって、労働者が世界を自由に浮遊しているわけではないからである。また、資本は類型を異にしているし、労資間の「垂直的対立関係」と資本間の「水平的対抗関係」を含んでいるから「国家」をもって「領域」化し、「国家機構」をもって社会経済関係の凝集性を期さざるを得ない。「国家」の“領域性”はこうした資本関係の制約性にも発し、主として国内徴税をもって国庫の財源とせざるを得ない。この視点からすると、生産と再生産の規模が越境性を強くしたことで資本の「不均等発展」の“グローバル化”が起こっているわけであるから、「資本」間の対抗関係を調整することで「企図」の暫定的体系性を期すことが求められるとしても、また、リージョナルとグローバルなレベルで超国民的政策立案機関が個別の歴史的脈絡において形

成され、あるいは、ネオリベリズムがグローバルに共有されるためには企図や知識を体系化する「有機的知識人」層が必要とされるとしても、「脱国家」的“権力ブロック”が国際的規模で有機的に組織されているわけではない。また、少なくとも現局面が「グローバル・ガバナンス」の形成過程であるとしても、「グローバル国家」の生成期にあたるとは言えない¹¹⁴⁾。

グローバルなレベルからすると、「国家」という“容器”は規模を異にするローカルな諸次元の複合体であるだけでなく、国際政治経済システムの基本的な制度的基盤でもあるし、ローカル、リージョナル、グローバルな次元のいずれのレベルにおいても、その基本的構成単位の位置にある。グローバル化のなかで諸関係が越境化しているにせよ、住民の基本的社会経済・文化関係は「国家存在」において政治的に包括され、住民は「国民的存在」においてアイデンティティを共有しているし、「権利と義務」は、基本的には「国家」において法制化されている¹¹⁵⁾。さらには、「諸関係」のグローバル化によって「国家」間関係が深化しているにせよ、この力学的過程にはヘゲモニー関係も作動するだけに¹¹⁶⁾、諸「国家」間の対抗と反撥を呼ばざるを得ず、それだけに、相互の政策調整も必要とされる。これは「世界政治」が安定化と不安定化との、傾向と対抗傾向との力学的運動のなかにあり、それだけに、「国家」間調整が求められることを意味する。すると、「関係」の越境化をもって「国家」が“解体”過程にあると、あるいは、「グローバル・ガバナンス」に埋没しつつあると見なすわけにはいかなくなる。「国民国家」は、なお、「社会統合」の基本的マトリックスの位置にあるし、権力とコントロールをめぐる対立と対抗の「場」ともなっている¹¹⁷⁾。

資本は国際的規模で自らを再生産し「蓄積戦略」を展開するためには、進出地の政府や企業との合意を含めて多様な諸条件を整えることが求められる。また、国際的規模の垂直的・水平的分業のネットワーク化は国内的軌轢を呼ぶだけに政治的対応も求められる。というのも、生産工程の脱国

境化のなかで労働過程の実質的包摂がグローバルな規模で進んでいるにせよ、企業の多くは国内経済に依拠しているだけに商品の国内的規模の生産と消費の体制を維持することが求められるし、輸入型資本と輸出型資本との、あるいは、国際金融資本のグローバルな関心と産業資本のローカルな（ないしは、リージョナルな）関心との対立を呼ばざるを得ないからでもある。また、実業の国外逃避は国庫に占める法人税の依存率を低くしかねないし、関税や為替の変動は国内の利益集団間の利害と直接的に結びついている。すると、軍事や労働力移動にかかわる諸問題にとどまらず、通商と貿易などに関する対外政策は「国家」の固有の役割とならざるを得ない。とはいえ、いずれのイデオロギーであれ、それが支配的なものとなるには何らかの企図や戦略を媒介とせざるを得ないだけに、新自由主義的自由貿易や開放市場の言説がグローバルな「ヘゲモニー企図」として生成し、それが支配的理念と政策基調となり得るためには「超国民国家」レベルの、あるいは、越境レベルの政策立案機関のヘゲモニー機能と「国家」間の「合意」調達機能が求められる¹¹⁸⁾。「グローバル化」という現象は、こうした「国家」間の調整力を背景とすることで、いわば、資本の越境規模の「社会的ネットワーク」の形成と結びついて浮上している。

「グローバル・ガバナンス」が生成し、政策の設定過程に多くのアクターが多様なレベルで関与する状況が強まっているとすると、「国家」はグローバル化の、また、「グローバル・ガバナンス」の“主体”であるだけでなく、“客体”ともならざるを得ない。というのも、この過程において「国家」自体が越境化しているわけではないにせよ、「国家」に組成している諸「関係」が越境規模で連接化する方向を強くしているし、非政府型国際組織の活動も活発化しているわけであるから、「国家」の諸機関はグローバル化の“外圧”に対応しなければならないだけでなく、「グローバル・ガバナンス」の形成にも関与する方向を強くせざるを得ないからである。これは能動的であれ受動的であれ、また、程度の差はあれ、「国家」がこの複合的過程のなかにいることを意味し、それだけに、社会

経済的・政治的構成の点で「自己変容」を迫られたことにもなる。

ブレーメン大学の「トランスステイト研究センター (TranState Research Center)」は「グローバル化」状況における「国家」の問題について検討している。このグループは(i) 主権型領域国家, (ii) 立憲国家, (iii) 民主的国民国家, (iv) 社会介入主義国家, これを「国民国家」の伝統的モデルであると措定したうえで, 主として EU 構成国を対象として, 「国家」の「変容」の実態を理論的に明らかにしようとしている¹¹⁹⁾。彼らは「領域^{テリトリアル}の次元」と「組^{オーガニゼショナル}織の次元」という二つの分析視座を設定し, 前者の次元からすると国内法体系とネットワーク型グローバル法体系との併存状況が見られるだけに, 「国民国家」の“自己決定”や「正統化」の原理との乖離が起こっているとする。また, 後者の次元からすると NGO やクワンゴなどの役割が強まっているだけに, 伝統的中間諸団体の利益代表機能が弱体化しているとする。だが, 「調整」と「操作」というレベルでは政治機能の越境型機関への部分的移譲が起こっているにせよ, 「安全と自由」の法的保護, 民主的自己決定 (自治), 経済成長と社会福祉といった「規範的財貨」の供与にかかわる「政治責任」は「国家」に帰属し, 「国家」が“最終審級”の位置にあると判断している。この指摘からすると, EU という「国家」間の地域「連合^{ユニオン}」において諸国は「補完性」と「政府間主義 (intergovernmentalism)」の原理において政治的権限を超国家機関に部分的に委譲し, 「主権」をプールしているにせよ, 「西欧国家」に特徴的な基本的属性を所与の領域において保持し¹²⁰⁾, 自らの政治責任の正統性を個別の「人民」に求めていることになる。すると, リージョナルなレベルにおける“ガヴァナンス”の今日的代表形態と見なし得る EU においても, 「国家」は変容しつつも, その基本的属性を原理的に欠いているわけではなく, 固有の自律性を維持していることになる。

「国家」は「領域型社会空間」であり, 社会経済的差異を含んだ住民を「国民」として包括している。「包摂と排除 (inclusion/exclusion)」は相反概念である。これは「弁別」という契機を媒介とすることで, 同一次元

においてベクトルを異にする集団的現象として現れる。というのも、自己確認は他者を媒介とせざるを得ないから、個別性の認識をもって「彼我」ないし「自他」を区別することになるが、その際に同類性の意識ないし認識が内的包摂と外的排除という両面性を帯び、「友／敵」の意識とも結びつくからである。だが、同類性の認識は同質性を意味するわけではなく、「相対的」概念に過ぎないし、相対的類似性の認識が必然的に「排除」の意識と力学と結びつかざるを得ないわけではない。というのも、自らのアイデンティティは他者を媒介とするわけであるから、原理的には他者を排除することは自らのアイデンティティを形成し得る「自由」を失うことになるだけでなく、対話が成り立つ限り、他者のアイデンティティとの邂逅において自らのアイデンティティを相対化し得る機会を持ち得ることにもなるからである。「領域」のレベルからすると社会経済関係が階級・階層・民族・ジェンダーなどの点で諸矛盾の重層的構造にあるから「国家」における政治的「凝集」機能が必要とされるのであるが、この作用において、所与の「国民」は他者との区別を意識する。他方で、社会経済諸関係が越境規模でネットワーク化することで「グローバル・ガバナンス」が生成しているとすると、これは内包性の範囲が外延化することを、あるいは「領域」規模の社会経済関係が越境規模で交差することを意味する。すると、「領域」間の「包摂と排除」の原理的再検討が求められていることになる。

「国家」は社会空間を「領域」において包括する凝集性の要素であるし、世界政治の主要なアクターであることは、政治的正統化過程や社会経済関係の規制機能に、あるいは、法制による強制や物理的強制力の帰属位置に鑑みても明らかであるし、「競争優位」をめぐる国際的競合関係においても主体の位置にある。そして、ナショナリズムは「国民国家」における統合の強力な契機となり、その精神的紐帯をなしている¹²¹⁾。「ナショナリズム」と「インターナショナリズム」とは、少なくとも原理的には、二項対立的関係にはない。というのも、ナショナリズムはインターナショナリス

ムを前提としていて、後者を媒介とすることで前者が成立するからである。すると両者を複合し得る視座が求められることになる。だが、ナショナリズムの求心力が排外主義と結びついて帝国主義に転化したことを、あるいは、外的“脅威”に訴えることで内的求心力が喚起されることを踏まえると、ナショナリズムが国際性を持ち得るのは越境規模で共有され得る「価値」を媒介とせざるを得ないことになる¹²²⁾。この種の価値を措定することは特定の価値や世界観を強制することになりかねないだけに極めて困難な課題とならざるを得ない。すると“人権”を基軸に「民主主義」の原理をどのように設定し、どのような形態において共有し得るかということ、これが共通の課題とならざるを得ないが、「人権」の概念は時空間を異に多様であるだけに、その内実を措定することは、重要であるが障碍の多い課題とならざるを得ない。

社会経済諸「関係」のグローバル化は「領域」型区分の壁を相対的に低くし、あるいは、その壁を多孔化するだけに、「彼我」の区別による“包摂”のベクトルが“排除”の力学として強力に作動しかねない。さらには、「グローバル・ガバナンス」の機制において、ネオリベラリズムのヘゲモニーが世界化し、経済主義的「秩序」観において資本主義的再編成が志向されるという潜勢力を、換言すれば、新自由主義のグローバル化という「グローバリズム」を宿してもいる。他方で、気候変動や国際的テロの横行と犯罪組織網のグローバル化は個別「国家」の対処能力を超える課題を提起しているだけに、これに対処しようとする、越境規模の規範意識や何らかのシステムが求められることにもなる。「グローバル化」はこうした問題を現代的課題として提示している。

「国民国家」における民主政は「領域型民主政 (territorial democracy)」として展開し、市民権として制度化されることになった。これは「国家對抗型個人主義的自由権」(18世紀型市民的権利)、「国政参加型自由権」(19世紀型政治的権利)、「国家媒介型自由権」(20世紀型社会権)という権利の累積的制度化の過程を歩んでいる。この展開史からすると、市民権は国民

国家（空間）と個別現代（時間）という枠組みのなかで累積的に制度化されてきたことになる。だが、市民権の累積的展開と「グローバル化」状況を踏まえると、また、「未来責任」という視点からすると、21世紀型市民権をどのように展望すべきかという「国際的規範」が問われざるを得ないことになる。

IT 革命によって情報は越境規模で瞬時に共有され得る可能性が開け、社会経済関係が越境化することで「トランザクション」も「脱国境化」している。この視圏からすると、「公共圏」が拡大し、即自的には「グローバル公衆 (global public)」とグローバルな規模の「大 社 会」^{グレイト・ソサイエティ}が生成しつつあることになる。だが、対自的には人々の帰属感「国民国家」にあるし、「国家」が政治的凝集化と民主的正統化のマトリックスの位置にあることに変わりはない。とはいえ、情報の普及は疑似体験のグローバル化を呼ぶことで格差の拡大と貧困や窮状の地域的偏在性の認識も深まっているし、内戦と武力介入のなかで難民や流民の「権利をもつ権利」という問題も浮上している。さらには、「透明性」と「説明責任」は民主政の機能要件であるが、それだけに、政治権力はこの要件を回避することで自らの権力の保持に腐心しようとする。この点では国際的機関と機構の「民主政の“赤字”」状況が、また、「民主政の“輸出”」論の修辞性も指摘されている¹²³⁾。

「グローバル化の民主化」という視点からすると、新自由主義的資本主義のグローバル化の力学が貧困の地域的偏差を拡大しただけに、その対応策が求められていることになる。また、自然環境などのグローバルな「公共（共通）財」の破壊を阻止することが焦眉の課題となっているだけに「緑の価値」^{グリーン・ヴァリュー}から、その民主的規制が必要とされてもいる¹²⁴⁾。これは「危険社会」の“グローバル化”にどのように対処し、擬制商品の“脱商品化”の方向をどのように期すかという課題を提示している。そして、「民主政のグローバル化」という視点からすると、「グローバル化の民主化」を踏まえた“人権”概念の21世紀的展開が課題とならざるを得ない。

近代の政治理念史からすると、「人権」は“安全”の概念を始原とし、多様な展開をみた。「グローバル化」のなかで問われていることは「安全」概念の21世紀的展開である。この視点からすると、資本主義的経済主義の諸矛盾を空間的転移したり、次世代に時間的に転嫁するわけにはいかないことになる。「民主化」の課題は「国家」に組成している諸関係を第一義的対象としつつも、それが越境化し、いわば、地球規模の「運命共同体」が生成していることに鑑みると、国際関係の民主化とも結びつくものでなければならない。換言すれば、ネオリベラリズムのグローバル化にたいする「民主的対抗ヘゲモニー」のグローバル化が個別のローカルなレベルとグローバルなレベルにおいて求められていることになる。「思考内実験」のレベルにとどまっているとはいえ、「グローバル市民社会」論が、あるいは、「世界国家型コスモポリタニズム」ではなく「^{モラル}道徳的コスモポリタニズム」に依拠した多層接続型の「民主的グローバル・ガヴァナンス」像が登場し¹²⁵⁾、制度構築を含めて、その現実化の可能性が批判的に検討されているのは、こうした脈絡に発している。これは、「いま (時間)」と「ここ (空間)」を超える“人権”概念を基礎とした「グローバル民主政」像の模索が緒についたことを意味する¹²⁶⁾。

58) Robert W. Cox, "Social Forces, State and World Order: Beyond International Relations Theory," *Millennium: Journal of International Studies* 10 (2), 1981: 137.

59) 次はグローバル・システム (「グローバル・ポリティ」) の社会・文化的差異にアプローチするための視点を整理している。J. W. Meyer, "Globalization: Theory trends," *International Journal of Comparative Sociology* 48 (4-5), 2007: 261-73.

60) 主要な多国間軍事同盟としては次を挙げることができる。「リオ条約 (米州相互援助条約)」(1947年), 「北大西洋条約機構 (NATO)」(49年), 「アンザス条約 (ANZUS)」(51年), 「東南アジア条約機構 (SEATO)」(54年), 「中央条約機構 (CENTO)」(55年)。

61) アメリカのリーダーシップと世界の「安全と繁栄」とを等視するという“一体化の原理”は1950年の「国家安全保障会議」文書 (NSC-68) に明示され、1997年の「新しいアメリカの世紀のプロジェクト (The Project for the New American Century)」にも継承されていて、この視点において軍事力の強化の必要が強調される。www.newamericancentury.org/statementofprinciples.htm (2013年8月20日にアクセス)。

- 62) A. グラムシ「アメリカニズムとフォーディズム」(前掲編訳書, 299頁)。
- 63) Justin B. Litke, *Twilight of the Republic: Empire and Exceptionalism in the American Political Tradition*, University Press of Kentucky, 2013.
- 64) アメリカが特別の世界的義務と使命を帯びているという「例外主義」的発想はオバマ大統領の次の発言にも読み取り得る。「我々の価値観の中心は憲法と法体系に、また、言論の自由と平等に厳然と示されていることであり、不完全であるにせよ、例外的位置にある。……世界を平和と安全に導くという点で常に重大な役割を負っていると判断するとともに、そのリーダーシップを発揮すべきであるし、これがパートナーシップを形成し得るかどうかは重要なことであると認識するが、こうした判断と認識とは矛盾するわけではないと信ずる」(White House, Office of the Press Secretary, “News Conference by President Obama”. 次に引用。J. B. Litke, *op. cit.*, 2013: 157, n. 2)。「アメリカ例外主義 (American exceptionalism)」については次の論集も参照のこと。Byron E. Shafer, *Is America Different?: A New Look at American Exceptionalism*, Oxford University Press, 1991. また、ハーツにおけるアメリカ自由主義の伝統と「コスモポリタニズム - 孤立主義^{アイソレーションイズム}」との認識については次を参照のこと。Louis Hartz, “The Coming of Age of America,” *American Political Science Review* 51 (2), 1957: 474-83.
- 65) サッチャー政権の「権威主義的ポピュリズム (authoritarian populism)」については次を参照のこと。Stuart Hall et al., *Policing the Crisis*, Macmillan, 1978.
- 66) 次は「新自由主義」の展開過程を80年代のレーガン／サッチャー政権期の「脱規制 (deregulation)」と「機軸解除 (dismantlement)」の局面 (ケインズ主義的 - 福祉主義的・社会的 - 団体主義^{コレクティヴィズム}の諸制度の解体と不信化) を「ロール・バック (roll-back) リベラリズム」と、また、90年代における新自由主義的の制度構築と政治的社会介入の局面 (創造的再規制の契機) を「ロール・アウト (roll-out) ネオリベラリズム」と呼んでいる。Jamie Peck and Adam Tickell, “Neoliberalizing Space,” in N. Brenner and N. Theodore, *Spaces of Neoliberalism: Urban Restructuring in North America and Western Europe*, Blackwell 2002: ch. 2, pp. 37, 41-2; id., “Conceptualizing Neoliberalism, Thinking Thatcherism,” in H. Leitner, J. Peck, and E. S. Sheppard, eds., *Contesting Neoliberalism: Urban Frontiers*, Guilford Press, 2007. 次も参照のこと。J. Peck, *Constructions of Neoliberal Reason*, Oxford University Press, 2010.
- 67) 福祉の供与といっても、スカンジナビア諸国と英米では理念を異にし、前者においては脱商品の社会権利的発想が強いのにたいし、後者においては労働コストの削減ないし切り詰め策と結びついている。「自由主義的福祉国家」・「保守主義的福祉国家」・「社会民主主義的福祉国家」という福祉国家の3類型化については次を参照のこと。G. Esping-Andersen, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Polity, 1990 (岡沢・宮本<監訳>『福祉資本主義の三つの世界：比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房, 2001年)。
- 68) Hannes Lacher, “The Politics of the Market: Re-Reading Karl Polanyi,” *Global Society* 13 (3), 1999: 313-26; id., “Embedded Liberalism, Disembedded Markets: Reconceptualizing the *Pax Americana*,” *New Political Economy* 4 (3), 1999: 343-60.
- 69) M. Crozier, S. P. Huntington, J. Watanuki, *The Crisis of Democracy: Report on the*

- Governmentality of Democracies to the Trilateral Commission*, New York University Press, 1975.
- 70) ヨーロッパにおける「混合経済」の新自由主義的政策転換については次を参照のこと。
J. Grahl and P. Teague, *The Big Market: The Future of the European Community*, Lawrence and Wishhart, 1990.
- 71) H. Pätomäki, *Democratizing Globalization*, Zed, 2001: 101.
- 72) 次の二つの著作に表れた分析視点の違いを比較のこと。Harold Lasswell, *Politics: Who Gets What, When, How*, McGraw Hill, 1936: 3; id., *The Analysis of Political Behavior: An Empirical Approach*, Routledge & Kegan Paul, 1948: 1. イーストンのラスウェル論は次である。David Easton, "Harold Lasswell: Policy Scientist for a Democratic Society," *Journal of Politics* 12, August 1950: 450-77 (田口・小鴉<訳>『政策科学』, 立命館大学紀要10巻1号, 2002年)。
- 73) 「全体主義 (totalitarianism)」という言葉の系譜については次を参照のこと。Abbott Gleason, *Totalitarianism: The Inner Story of the Cold War*, Oxford University Press, 1995; Jeffrey C. Isaac, *Arendt, Camus, and Modern Rebellion*, Yale University Press, 1992.
- 74) ダールは次のように指摘している。「多数派と少数派とを対照することでは民主的社会の動態を正確に記述し得ない。区別し得ることと言えば、多様なタイプと規模の集団に過ぎず、こうした集団は全て、一般的には、少なくとも他者を犠牲にして自らの目標の実現を期そうとしている」と、また、「アメリカの政治の“一般的”過程」において、「住民のなかの活動的で正統な集団が決定過程の重要な局面で自らの意見を実効的なものとし得る可能性が極めて高い」と。Robert A. Dahl, *A Preface to Democratic Power*, University of Chicago Press, 1956: 131, 145. これは、アメリカの統治過程において固定的「権力エリート」は存在せず、^{スラック}「緩い権力」構造にあり、したがって多元的性格を帯びていると主張していることになる。
- 75) Ira Katznelson, *Desolation and Enlightenment: Political Knowledge After Total War, Totalitarianism, and the Holocaust*, Columbia University Press, 2003: 134. この研究会には、R. ホーフスタッター, D. トルーマン, H. ラスウェル, R. ダール, D. ベル, R. マートン, C. W. ミルズなど、錚々たる研究者たちが参加したとされる。
- 76) 代表的には次が挙げられている。E. E. Schattschneider, *The Semi-Sovereign People*, Holt, 1960; P. Bachrach and M. S. Baratz, "The Two Faces of Power," *American Political Science Review* 57, December 1962; G. McConnell, *Private Power and American Democracy*, Knopf, 1966; Th. J. Lowi, *The End of Liberalism*, Norton, 1969.
- 77) 「オールドリベラル派」とハイエクの「自由」観の違いについては次を参照のこと。M. Dean, *Governmentality: Power and Rule in Modern Society*, Sage, 1999: 157. また、ハイエクの伝記としては次が簡便である。B. Caldwell, *Hayek's Challenge: An Intellectual Biography of F. A. Hayek*, University of Chicago Press, 2005. なお、C. E. メリアム (Charles E. Merriam, 1874-1953) は政治学における「シカゴ学派」の形成者とされているが、彼はニューディールの政策立案に参加したという経験において、また、「民主的計画」の必要の認識をもって『隷従への道』に批判的書評を残している。"Review of Friedrich

- A. Hayek's *The Road to Serfdom*, *American Journal of Sociology* 50, Nov. 1944: 233-35.
- 78) Michel Foucault, *The Birth of Biopolitics: Lectures at the Collège de France, 1978-1979*, translated by G. Burchell, Palgrave Macmillan, 2008: 111. また、フーコーは「シカゴ学派」のリベラリズムを「アナルコ・リベラリズム」と呼んでいる (*ibid.*, p. 161).
- 79) フーコーにおける「新自由主義」の理解の整理は次に負う。Thomas Lemke, "The birth of bio-Politics': Michel Foucault's lecture at the Collège de France on neo-liberal governmentality," *Economy and Society* 30 (2), May 2001: 190-207.
- 80) W. Eucken, *This Unsuccessful Age, or The Pains of Economic Progress*, William Hodge, 1951. 次に引用。Nicholas Gane, *Max Weber and Contemporary Capitalism*, Palgrave Macmillan, 2012: 78.
- 81) 「社会的市場経済」という言葉は次に発するとされる。Alfred Müller-Armack, *Wirtschaftsordnung und Wirtschaftspolitik: Studien und Konzepte zur Sozialen Marktwirtschaft und zur europäischen Integration*, Rombach, 1966.
- 82) 伊東光晴<編>『岩波現代経済学事典』岩波書店, 2004年, 379頁。ドイツの「新自由主義派」については次に参照のこと。A. Peacock and H. Willgerodt, eds., *German Neoliberals and the Social Market Economy*, Macmillan, 1989.
- 83) Michel Foucault, *op. cit.*, 2008: 116.
- 84) Kanishka Jayasuriya, "Economic Constitutionalism, Liberalism and the New Welfare Governance," in R. Robinson, ed., *The Neo-Liberal Revolution: Forging the Market State*, 2006, ch. 13.
- 85) Graham Burchell, "Peculiar interests: civil society and 'governing the system of natural liberty'," and Colin Gordon, "Governmental rationality: an introduction," both in G. Burchell, C. Gordon and P. Mill, eds., *The Foucault Effect: Studies in Governmentality*, Harvester Wheatsheaf, 1991.
- 86) 「新自由主義」の理論については次に参照。C. Gordon, *ibid.*, 1991; T. Lemke, *op. cit.*, 2001; Nicholas Gane, *op. cit.*, 2012: ch. 5.
- 87) M. Friedman, "Nyliberalismen Og Dens Muligheter (Neoliberalism and its prospects)," *Farmand*, February 17, 1951: 89-93. 次に引用。Jamie Peck, "Remaking laissez-faire," *Progress in Human Geography* 32 (1), 2008: 3-43, 7; F. A. Hayek, *The Road to Serfdom*, University of Chicago Press, 1944: 48 (一谷藤一郎<訳>『隷従への道: 全体主義と自由』東京創元社, 1979年, 改版, 1992年).
- 88) T. Lemke, *op. cit.*, 2001: 200; Barry Hindess, "Liberalism, socialism and democracy: variations on a governmental theme," *Economy and Society* 22 (3), 1993: 300-13.
- 89) R. M. Hartwell, *A History of the Mont Pelewin Society*, Liberty Fund, 1995: 36-37.
- 90) F. A. von Hayek, "The Principles of a Liberal Social Order," in *Studies in Philosophy, Politics and Economics*, University of Chicago Press, 1967: 161; id., "Liberalismo," in *Enciclopedia de l' Novecento*, Instituto dell' Enciclopedia italiano, Rome 1978, Vol. 3, p. 990. 次に引用。Norberto Bobbio, *Liberalism and Democracy*, translated by M. Ryle and K. Soper, Verso, 1988: 82.

- 91) J. C. Boas and J. Gans-Morse, "Neoliberalism: from new liberal philosophy to anti-liberal slogan," *Studies in Comparative International Development* 44 (2), 2009: 137-61.
- 92) L. ストラウス (Strauss) は C. シュミットの影響も受けているが、彼の政治理念とネオコン派との結びつきについては次を参照のこと。S. Drury, *Leo Strauss and the American Right*, St. Martin Press, 1997.
- 93) 次は、「新自由主義」がレッセ・フェールの再生ではなく「市場機能の政策的介入論」であって、「政府が対応しなければならない多様な次元 (市場, 家族, コミュニティ, 個人) の内在的合理性の新しい概念を、また、政治装置, “中間団体”, 専門家集団, 経済アクター, コミュニティ, 私的市民のあいだに統治の課題を配分する新しい様式を含んでいる」と見なし、この「新しい統治の構図」を「前進型自由主義 (advanced liberalism)」と呼んでいる。Nikolas Rose, *Powers of Freedom: Reframing Political Thought*, Cambridge University Press, 1999: 139-40.
- 94) 資本は「自分の姿に似せて世界を作り出す」。「共産党宣言」(『マルクス＝エンゲルス全集』第4巻, 大月書店, 1960年, 480頁)。
- 95) Barry Hindess, *op. cit.*, 1993; J. Peck and A. Tickell, "Neoliberalizing Space," *Antipode* 34 (3), 2002: 380-404; J. Peck, *op. cit.*, 2010.
- 96) T. Marshall, *Citizenship and Social Class*, Cambridge University Press, 1950.
- 97) ポラニーは次のように指摘している。「自由放任に、自然なところは何一つなかった」と、また、「国家をあらゆる不必要な義務から解放することをもっとも熱烈に願う、その哲学者らか国家の活動の制限を要求した人々でさえ、自由放任の確立のために必要な新たな権力、機関、組織を、当の国家に付託せざるをえなかったのである」と (K. Polanyi, *op. cit.*, 1944, 前掲訳書, 252, 254頁)。
- 98) Kanishka Jayasuriya, "Economic Constitutionalism, Liberalism and the New Welfare Governance," in R. Robinson, *op. cit.*, 2006: 234-53.
- 99) Ulrich Beck, *Power in the Global Age: A new global political economy*, translated by Kathleen Cross, Polity, 2005: 261.
- 100) M. Foucault, *op. cit.*, 2008: 116.
- 101) Bob Jessop, *The Future of Capitalist State*, Polity Press, 2002. A. Gamble, *The Free Market and the Strong State*, Macmillan, 1988. 次はネオリベラリズムの理念史の検討という点では示唆的である。Jamie Peck, "Remaking laissez-faire," *Progress in Human Geography* 32 (1), 2008: 3-43; *id.*, *op. cit.*, 2010.
- 102) 「統治なきガヴァナンス」の概念は次の著書に発する。J. Rosenau and E. O. Czempiel, *Governance without Government: Order and Change in World Politics*, Cambridge University Press, 1992. 次も参照のこと。J. Pierre and G. Peters, *Governance, Politics and the State*, Palgrave Macmillan, 2000.
- 103) 「占拠^{オキュパイ}」運動については次を参照のこと。N. Chomsky, *Occupy*, Penguin, 2012; T. Gitlin, *Occupy Nation: The Roots, the Spirit, and the Promise of Occupy Wall Street*, Haper Collins, 2012.
- 104) John G. Ruggie, "International Regimes, Transactions, and Change: Embedded

- Liberalism in the Postwar Economic Order," *International Organization* 36 (2), 1982: 379-415. 次はポランニーの“二重運動”の視座を踏まえて、英米の「良き時代」へのヘゲモニー国家とグローバル政治経済との関係について比較の視座から検討している。B. J. Silver and G. Arrich, "Polanyi's 'Double Movement': The *Belle Époques* of British and U. S. Hegemony," *Politics & Society* 31 (2), June 2003: 325-55.
- 105) Kanishka Jayasuriya, *Reconstituting the Global Order: Legitimacy and regulation*, Routledge, 2005: 95-119.
- 106) グローバル化の諸理論の紹介と検討については次を参照のこと。Barrie Axford, *Theories of Globalization*, Polity, 2013.
- 107) 「超国民的資本家階級 (transnational capitalist class)」の生成論については次を参照のこと。L. Sklair, *The Transnational Capital Class*, Blackwell, 2001; W. I. Robinson, *A Theory of Global Capitalism: Production, Class and State in a Transnational World*, Johns Hopkins University Press, 2004. また、パイル (Kees van der Pijl) はこの階級のグローバルな政策の立案と検討集団について一連の分析を残している。
- 108) Stephen Gill, "Globalization, Market Civilization, and Disciplinary Neoliberalism," *Millennium* 24 (3), 1995: 399-423.
- 109) Diane Stone, "Global Public Policy, Transnational Policy Communities, and Their Networks," *Policy Studies Journal* 36 (1), February 2008: 19-38.
- 110) Andrew Haywood, *Global Politics* (3rd edition), Palgrave Macmillan, 2011: 67, 458-59.
- 111) Mark Bevir, "Governance as Theory, Practice, and Dilemma," in M. Bevir, ed., *The Sage Handbook of Governance*, Sage, 2011: 2-3.
- 112) 次に所収のシンポジウムを参照のこと。"Symposium on Theory and Globalization," *Theory and Society* 30 (2), April 2001; "The Transnational Ruling Class Formation: A Symposium," *Science and Society* 65 (4), Winter 2001-2002.
- 113) 代表的には次を挙げることができる。Martin Shaw, *Theory of the Global State: Globality as an Unfinished Revolution*, Cambridge University Press, 2000; William I. Robinson, *op. cit.*, 2004.
- 114) Alexander Anievas, "Theories of a Global State: A Critique," *Historical Materialism* 16, 2008: 167-236.
- 115) 次は「国民」の構想によって特定の民族が「国家」から排除されることで「無権利」状況に置かれることを指摘している。Hannah Arendt, *The Origins of Totalitarianism*, George Allen and Unwin, 1951: 275-77, 299-300 (大久保・大島・大島<訳>『全体主義の起源』みすず書房, 全3巻, 1972-74年).
- 116) 「グローバル化」とかかわっては、資本 (産業と金融)、労働、情報、技術、文化などのフローの点から多面的に分析されている。次は、こうした越境型の“フロー”の規模が相互に連関しつつも、「範囲 (scope)」の点では(1)「民族」、(2)「技術」、(3)「金融」、(4)「メディア」、(5)「理念」(国家と対抗運動を中心としたイメージの政治的・戦略的展開)の各レベルに分け得るとしている。A. Appadurai, *Modernity at Large: Cultural Dimensions of Globalization*, University of Minnesota Press, 1996: 33-7.

- 117) 「社会統合」と「システム統合」の概念については次を参照のこと。D. Lockwood, "Social Integration and System Integration," in Zollschan, G. K. and Hirsch, W. eds., *Explorations in Social Change*, Routledge and Kegan Paul, 1964, ch. 9.
- 118) 1970年代の経済危機から1992年の「マーストリヒト条約 (Maastricht Treaty)」の調印に至る経緯において、ヨーロッパの社会経済体制の再構成をめぐる、「ネオリベラル」・「ネオマーカンティリスト」・「社会-民主的」プロジェクトが社会諸勢力間で競合し、「ネオリベラル」を基調としつつも3者の妥協的形態として「埋め込まれた新自由主義 (embedded neoliberalism,)」が成立したとする理解については次を参照のこと。Bastiaan Van Apeldoorn, "Transnationalization and Restructuring of Europe's Socioeconomic Order: Social Forces in the Construction of 'Embedded Neoliberalism'," *Journal of Political Economy* 28 (1), Spring 1998: 12-53.
- 119) S. Leibfried and M. Zürn, eds., *Transformations of the State?*, Cambridge University Press, 2005.
- 120) A. Hurrelman et al., eds., *Transforming the Golden-Age Nation State*, Palgrave Macmillan, 2007: 202-03. 次は5つの資本主義的「調整の場」(賃金関係, 資本主義間競争, 貨幣と金融の規制, 政治的妥協, 資本蓄積の世界的諸過程への接合)を挙げ、この「場」における「破壊」と「創造」の複合作用(「破壊的創造」)からネオリベリズムのインパクトの契機を分析している。N. Brenner and N. Theodore, "Cities and Geographies of 'actually existing Neoliberalism'," in N. Brenner and N. Theodore, eds., *Spaces of Neoliberalism: Urban Restructuring in North America and Western Europe*, Blackwell, 2002: 2-32.
- 121) 次は「競争国家」の主な戦略を「国民的規模に位置している経済活動を、……国際的・超国民的關係において、より競争力あるものにするための市場化」に求めている。その限りでは、衡平型再分配政策の新自由主義的政策転換を意味している。Philip G. Cernay, "Globalization and the changing logic of collective action," *International Organization*, 1995: 595-625.
- 122) この点では、「日本国憲法」前文に明示的な「平和的生存権」の理念は「国際性」を帯びた「ナショナリズム」の宣言である。なお、現代の国際政治においてナショナリズムがローカリズムと結びついて分裂と排外主義の傾向を帯びていることについては、「連繫政治 (linkage politics)」論者のロズノーの次を参照のこと。James N. Rosenau, *Distant Proximities: Dynamics beyond Globalization*, Princeton University Press, 2003.
- 123) Ido Oren, *Our Enemies and US: America's Rivalries and the Making of Political Science*, Cornell University Press, 2002 (中谷義和訳『アメリカ政治学と国際関係: 論敵たちとの対応の軌跡』御茶の水書房, 2010年)。
- 124) D. Pepper, *op. cit.*, 1996: 11-13.
- 125) 「コスモポリタニズム」をはじめとする「グローバル民主政」については多面的検討が残されている。次は、J. ハバーマス (Habermas) の3層型 (ナショナル・トランスナショナル・スプラナショナル) の「世界政府なきグローバル・ガヴァナンス (global governance without world government)」モデルが古典的「国家」観を前提としつつ世界

レベルのガヴァナンスを想定しているという点で、また、強国型「世界政府」論に転化し
かねないという点でも難点が含まれているとしている。William E. Scheuerman, *Frankfurt
School Perspectives on Globalization, Democracy, and the Law*, Routledge, 2008: 152-66.

- 126) 次はグラムシのパーспекティブから社会的生産関係・国家形態・世界秩序の相互関係
について検討している。A. Bieler and A. D. Morton, "A Critical Theory Route to
Hegemony, World Orders and Historical Change: Neo-Gramscian Perspectives in
International Relations," in A. Bieler, W. Bonefeld, P. Burnham, and A. D. Morton, *Global
Restructuring, State, Capital and Labour: Contesting Neo-Gramscian Perspectives*,
Palgrave Macmillan, 2006.